# 平成２７年川俣町議会第９回定例会会議録

平成２７年川俣町議会第９回定例会は、９月７日川俣町役場議場に招集された。

１．出席議員は、次のとおりである。

| | | |
|---|---|---|
| １番　村上源吉君 | ２番　高橋道弘君 | ３番　高橋真一郎君 |
| ４番　鴫原利光君 | ５番　高橋道也君 | ６番　菅野清一君 |
| ７番　斎藤博美君 | ８番　菅野意美子君 | ９番　新関善三君 |
| １０番　菅野正彦君 | １１番　佐藤喜三郎君 | １２番　五十嵐謙吉君 |
| １３番　高野善兵衛君 | １４番　石河　清君 | １５番　遠藤宗弘君 |
| １６番　黒沢敏雄君 | | |

２．欠席議員は、次のとおりである。

なし

３．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町長 | 古川道郎君 | 副町長 | 伊藤智樹君 |
| 総務課長 | 佐藤広一君 | 企画財政課長 | 佐藤真寿夫君 |
| 町民税務課長 | 羽賀洋一君 | 会計管理者 | 高野誠市君 |
| 保健福祉課長 | 丹野雅直君 | 建設水道課長 | 斎藤和弘君 |
| 原子力災害対策課長 | 宮地勝志君 | 産業課長 | 寺島喜美夫君 |
| 教育委員長 | 佐藤捷善君 | 教育長 | 神田　紀君 |
| 教育次長 | 佐藤修一君 | 生涯学習課長 | 増賀喜芳君 |
| 総務課長補佐 | 大内　彰君 | | |

４．職務のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 高橋清美 | 書記 | 長岡健一 |

５．会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議案第７３号　平成２６年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について

（説明・質疑）

一般質問

◎開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君）　おはようございます。ただいまの出席議員は１６人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。　　（午前１０時００分）

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　会議を進める前に申し上げます。本日は気温が上がっておりますので、上着を脱いでいただいて結構です。

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１２５条の規定により、議長において、９番議員　新関善三君、１０番議員　菅野正彦君を指名いたします。

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　ここで、企画財政課長から、決算の付属資料、成果の概要の訂正の申し出があります。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　皆さん、おはようございます。

平成２７年第９回川俣町議会定例会第１日目の去る９月３日に、議案第７３号、平成２６年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定についてを提案し、その説明を行いましたが、平成２６年度主な事業の成果の概要、決算付属資料の中で、平成２６年度における町商工会の補助金不正請求に伴う町商工会等からの町補助金等の返還という大変重要な決算の内容が欠落しておりました。

町商工会等の補助金問題の重要性の認識が欠落し、議会からのご指摘を受けてから、決算付属資料として提出に至ったことをおわび申し上げますとともに、平成２６年度主な事業の成果の概要の中に本決算概要についてまとめた資料を追加させていただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君）　お諮りいたします。

訂正の申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　異議なしと認めます。

よって、決算の付属資料、成果の概要の訂正を許可することに決定いたしました。

それでは、訂正の資料を配付いたします。（資料配付）

配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　配付漏れなしと認めます。

企画財政課長から説明を願います。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　ご説明を申し上げます。

ただいまお配りをしました２枚つづりの追加資料の訂正についてよろしくお願いをいたします。

初めに、１枚目でありますが、平成２６年度主な成果の概要、決算付属資料訂正で、１ページの総括の部分に、５番商工費として述べている部分に、ゴシック体で太くな

っております、また、商工会や協同組合川俣シルクスタンプ会に加え、この４行について訂正追加をお願いいたします。

次に、３ページにつきましては、歳入の総括ということでまとめておりますが、右側の欄の、これも同様に、また、諸収入ではですが、また、諸収入では町商工会の補助金不正請求に対する補助金返還金等１，２７６万２，０００円、この以降１２行について追加訂正という形でお願いをいたします。

次、２枚目になりますが、２枚目については、このページそのまま追加でございます。成果の概要の１７８ページの次に、１７８－２ということで、枝番によりましてこの１枚そっくり追加をお願いいたします。記載の内容につきましては、川俣町商工会の補助金不正請求に対する返還金、その返還の内容一覧でございます。下の表につきましては、県の緊急雇用創出事業の基金を活用しております委託料の事務費に係る一部返還の一覧になります。

これらにつきましては、歳入のほうの決算の内容説明になりますが、この一番下に１－６０－３０ということで、商工振興事業諸経費、これにつきましては、商工会からの県、それから福島県電源地域振興財団に対します補助金につきまして、一旦町で受け入れをしまして、この一番下の歳出の中で１６７万６，０００円県等へ返還をしておりますので、この部分につきましては歳出の概要になります。

これら２枚につきましての追加訂正について、よろしくお願いいたします。

また、議会初日に県の緊急雇用創出事業補助金、これ基金事業になりますけども、これを活用しました平成２６年度町商工会への中小企業復旧・復興支援事業に係る業務委託につきましては、その経過や町の対応を、この成果の概要にまとめることではなく、別途資料を作成した上、決算審査特別委員会において説明を行い、決算審査に付したいと思いますので、ご理解を賜りますよう重ねてよろしくお願いを申し上げます。

説明は以上です。

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　日程第２，議案第７３号「平成２６年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

１５番。

○１５番（遠藤宗弘君）　今、議会から指摘されて、改めて商工会の不正問題というのが提案されると。これ、ある面では商工会が始まって以来のこと。この不正の原因というのは、町自体がきちんとしたチェック体制や何かがなくて、結果的にはこういう不正を認めてきたという形になるわけですね。

そのことが議会から指摘されなければ、成果の概要にも予算にも反映できなかったという原因は何なのかということなんですよ。だから、口を悪くして言えば、町の幹部が総ぐるみでこの問題については触れないで、町民には隠したままで決算を終わらせようということを確認したんではないかと思われるふしもあるんですよ、そういう

ことになれば。

町の決算というのは、どのような金の使われ方をしたのかということを明確に町民に明らかにするっていうのが、制度上の根本なんですね。その制度上の根本からまるきり、これほど大騒ぎした問題が抜けちゃうというのは、どこに欠陥があるのか。欠陥がない、あえて言えば、町の行政執行の中で欠陥がないから、みんなでこれを隠蔽することができたということを言わざるを得なくなっちゃうんですね。たまたま議会から指摘されたから、しようがないから、隠し切れないから出すかということで、きょう改めて出してきたと。こういう姿勢では、町当局をきちっと信頼しながら議会の中で審査するってことは今後できなくなっちゃうと思うんですよね。

しかし、この出された内容については、経過だけであって、町自体がそういう落ち度があったということについては明確になってないんですね。その辺の姿勢について、町当局の考え方をきちんと質しておきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　答弁いたします。

大変重要な決算内容であったにもかかわらず、決算の成果の概要の中にまとめられずに欠落してしまいまして、本当に申しわけございません。おわびを申し上げます。

決して隠蔽を図るためということではなくて、認識が不足をしていまして、決算の成果の中にまとめきれなかったということでございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（黒沢敏雄君）　１５番。

○１５番（遠藤宗弘君）　欠落したと言ってしまえば、それで終わる問題ではないと思うんですね。この問題のためにどれほど町中が混乱したか。新聞にはいろいろと報道され、いろんな機関から捜査に入ったりなんだりしていて、そのことが欠落する。今まで川俣町の歴史の中で、こんな問題は起こったことないんですよね。

新たな問題、新たな事象に対して欠落して、それで済むという、こんな体制が、私の知るところによると、毎週、庁議という形で課長さんたちが集まってやって、当然これ、決算の問題についても検討はされたんだと思うんですね。そういうところで誰ひとりとしてこの問題を指摘するという人がいなかったから、結果的にこのような事態が起こったわけでしょう。議会に隠したまま決算を過ごさせようということが全員の認識だったはずですね、これは。誰か１人でもこの問題漏らした決算はないんじゃないのと言えば、恐らくその言った人がいじめられて潰されるか、それでなかったら、決算に触れ出さざるを得ないということになるんだと思うんですよ。そのことすらできなかったという原因はどこにあるんですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

今、訂正の請求についての理由を申し上げながら、おわび申し上げたところでありますが、１５番　遠藤宗弘議員の質問にありますように、庁議の中でもチェックできなかったのかということでございまして、全くチェックができないでこのまま来たと

いうことが現実であります。

今おっしゃるようなことについては、昨年の決算でも十分指摘されながら、あれだけの議論の時間を通して皆さんからの指摘を受けながら、今後の再発防止に努めることで取り組んで今いるところでございます。そういったところをしっかりと受けとめて、この２７年度事業は進めているところでございます。

そんな中で、２６年度の決算の報告の段になった時点で、何かもう終わってしまったらそれで終わりかいというようなことでの、簡単に捉えたのかというような質問であると伺っておりますが、決してそうではありません。ただ、ご指摘のとおり、気がつかないでここに来たことについては現実、事実でありますので、今後このようなことのないようしっかりと指導を徹底しながら、事業の円滑な推進に向かってまいる考えでありますので、おわびかたがたご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君）　１５番。

○１５番（遠藤宗弘君）　全く町長を含めて欠落していたということで、いわゆるコンプライアンスだとか、研修だとかというのは、盛んにやっているんですね。だから、恐らくこういう重大な問題が欠落するようなことのないために、県の研修や何かに職員をあらまし全員ぐらい行っているわけでしょう。それでもだめだっていうんだったら、そんな研修やめたらいいんじゃないですか。経費、金をかけてそんな研修に行っていたって、何ら、こんな重大な問題が誰も指摘しないで議会に出してくると。

だから、いろいろ検討はされたとかなんとかって言っているんですが、ルールがまず守られていないっていうことでしょう。決算の中でのこんな重大なミスまで決算書には反映させないで、それでみんなで頭を下げてればいつかは静まるだろうということの体制がまだ残っているんじゃないですか。

だから、副町長はよく、コンプライアンスや何かということを盛んに言っているわけですが、それが現実問題として何ら反映されてないというのがこの現象でしょう。誰も、一言も誰も庁議の中でもこの問題は指摘されない。町中の人、どこさ行ったって、商工会の問題ったら誰でも知っているんですよ、恐らく。テレビ、ラジオ、新聞でみんな報道されているんですから。しかし、この庁舎の中に入ると、そういうものは全て閉鎖されるという体質があるんじゃないかというふうに感じてしようがないんですが、それはむしろ、やっぱり今後どういうふうに改める考えなんですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。副町長。

○副町長（伊藤智樹君）　今回の決算の付属資料、成果の概要について、商工会一連の不正請求について記載が不足していたということについては、まことに申しわけありませんでした。

町といたしましても、先ほど議員おっしゃいましたが、コンプライアンス、法令遵守に向けていろいろな研修、取り組みをしております。一朝一夕になかなか全てが改まるということは難しいというふうに認識しておりますので、地道に一歩一歩、法令遵守、きちんとしっかりとできるよう、丁寧に続けていくことが一番の近道ではないかと考えておりますので、研修、法令遵守に向けた研修につきましては、引き続き全

力で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　ほかに質疑ございませんか。２番。

○２番（高橋道弘君）　きょうこれ訂正のもらったんですけど、初日に指摘をした者から言わせてもらえば、今、副町長の答弁尻をつかまえて言うわけではないけど、私が訂正すべきでないかと言ったときも言ったんだけど、何でこの成果の概要の初めにのところにこのことを書かないのかってね。

例えば、こういう出来事があって、だからコンプライアンスが重要だ、どうのこうのっつうことでやったわけでしょう、実際に。それは成果なんじゃないですか。その成果は反映してねえっつうのは、現実だけれど。だけども、少なくとも今までにない事件があって、その事件を踏まえて、職員のコンプライアンスの徹底だとか、そういうことやってきたわけでしょう。そのことは前書きのところに書くべきでないかと私はあのとき言ったはずですよね。前書きにも書くし、各文の前にも書くべきだと。

そのことが全然生かされてないでしょう。単に、書けって言わっちゃから事実だけずらずらずら書いたっていうだけの話でしょう。こんなの成果も何もないじゃないですか。これを受けてどうなったと書かなくちゃいけないでしょう。

そのいい例がこの２枚目の紙ね。１－６０－３０に書かれているじゃないですか。国庫支出金等返還金って、いっぱい一つに挙げてけろっと書いているわけだ。何の事業の何の国庫補助金を返したのか、わかんないでしょう、これ。金額だけ、１３５万１，９９９円補助金分で、プラス３２万３，９１５円委託料分で、１６７万５，９１４円を返しましたって書いているけど、何の事業にかかわる返還したんだかわかんないでしょう、これ。

全く、だからね、どこか根本的に何か抜けているんだよ。人に説明するのに、何の事業でいつの年度で、一つの事業なのか二つの事業なのか三つの事業なのか、誰もわからないでしょう、こんなの。これを見せられたって。これでいいと思って、また庁議で通って、きょう訂正だってこう出すというね。もう根本的に私はおかしいと思う。

これももう一回直したほうがいいと思うよ。だって聞くしかないでしょう、我々特別委員会であろうが、本会議であろうが。何のことだかわからないから、ああそうですかって言えないですもん。今、副町長立派なこと言ったのは、前書きに書くべきだと思うね。一長一短に直んないんだか何だか、それは知らないけど。直んねえからっつって間違っていいということはないわけだ。間違っちゃいけないんだよ。何ぼ直んねえつったって。直んねえがために、いろんなチェック機能があって、審査機能があって、内部抑制機能があるわけだから。そのための制度、仕組みっていうのは全部できているわけだから。その制度、仕組みが機能してないというところに一番の今の町政の問題があるわけでしょう。そこのところをちゃんと書かないと、前書きに。だめだと思うんです。もう一回訂正する気ありますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　質問に答弁いたします。

１ページの追加部分の総括でございますけども、議員お質しの前段の前書きに記載すべきではないかというお質しでございますけども、今回は、この総括１ページは全体をまとめる総括でありますので、総括の中でわかりやすいように、この商工費の中にまとめさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。総括の中で、本当の前文ではございませんでしたが、総括の中にまとめて、なおかつ３ページの歳入の中の総括で、繰越金の次に諸収入ということでまとめさせていただいておりますので、この点はご理解をいただきたいと思います。

さらに、補助金全体の詳細をまとめた２枚目になりますけども、この記述につきまして、今お質しの補助金分で１３５万１，９９９円につきましては、この前に①ということで、この①は、ちょっと上の表に戻っていただきますと、県財団分ということで１３５万１，９９９円の記載がございます。詳細につきましては、この上の一覧表ということで、ナンバー４の県財団、左の内訳の中の県財団で、ナンバー４の２３年度の夏祭りからりこフェスタ事業で、２７万６６７円に加えまして、右側の表の９番、ナンバー９の２４年度ご当地グルメコンテスト事業１０８万１，３３２円、これらを合わせた合計の１３５万１，９９９円、これが①ということで、商工会から返還をいただいた中身になっています。

その下の表の、緊急雇用に係る委託料返還で、返還金、これは県に対してでありますけども、これは事務費の一部、事務費の誤りということで返還をしたものでありますけども、これは県に対して、２２年から２４年度分９万６，４８３円から５番目の９，６２４円まで、五つ合わせまして３２万３，９１５円、これを県の電源地域振興財団と県のほうに、一番下になりますけども、合わせて１６７万５，９１４円返還という、これは歳出の中身になりますけども、県等へ支払うというまとめになっておりますので、あわせてご理解をお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　町長、違うんだっての。５番に書くのは事実関係でしょう。そのことを受けて、町全体としての再教育を行ったわけでしょう。研修したわけでしょう。そのことは前書きに書くべきじゃないですか。

だって、商工係とか産業課だけでやったわけでないんだもん。町全体としてもう一回見直しましょうねって、お互いに自分らの持っている仕事を見直して、法制執務に従ってちゃんとやりましょうねっていう研修やったわけでしょう。全庁のものにしたっていうものをやってきたんでしょう。だったら、それは前書きに書くべきじゃないですか。この１番から始まる前のほうにそのことを大きく取り上げて書くべきだと思うんですよ。大きな事件なんだから。そして、具体論としては５番目にこういうふうに書くのは、私は構わないけども。そこは全く意識の問題ですよ、本当に。どれだけ全庁のものに。

これだったら、産業課の問題で終わっちゃうじゃないですか。だって、ほかの課は関係ないような記述してあるんだし、産業課だけが悪かったんだ、抜けていたんだっつうことになっちゃうでしょう、これ。それではないでしょう。そうではないという

ことなんだから。

それと、今、財政課長が言ったけど、そういうふうに表つくること自体が、第三者抜きで、顔を向けてないんだよ。説明しなかったらわからないじゃないですか、今の話。下の表を見て、ああここの１３５万1,０００円見るんだな、３２万9,９１５円見るんだなんて誰も思わないでしょう、下の表見て。そこがもう、自分たちさえわかればいいっつうことでいつもやっているっつうことの仕事のあらわれなんですよ。

書くんだったらば、上記の表１とか表２とか書いて、上記の表の②ですよって、②なんてどこにも書かってないもん、だって。①もなければ、②、①、②って書いてあるけど、何のために①、②って書いているんだかわからないじゃないですか、こんなの。この後は下の表を見る、下の記述のときに生きるんだなんて考えないでしょう、普通の人は。

だから、第三者に説明するっていうことは、町民だって我々議会議員だって同じだけど、第三者の人がこれ見たらわかるってつくるのが資料というもんでしょう。説明受けなければわからないっていう資料は資料と言わない、それは。だから、そういうことをきちっと書くべきじゃないですかと。

そういう仕事の仕方、毎日していることの積み重ねが結局、その人しかわからない。だから、第三者がチェックできないというね。だからみんな漏れていくという機能につながるんでないかと私は思うんですよ。

あとこの緊急雇用の話ね。去年、よくよくこの前産業委員会で聞いたら、何だ今度は、おれは９月まで町費で払ってたかと思ったら、今度１１月までか。１１月まで町費で払っていました、さかのぼってという話をしているわけじゃないですか。そういうことだって、決算特別委員会で言えばいいって話じゃないと私は思いますよ。

だって、不当な町の財源の持ち出ししているわけよ、そこさ４００何万と。本来は県費で全部充当できるものを、事務上、取り扱いが遅かったから４００何万、町で払ったっていうことになっているわけでしょう、商工会に、今度は。

そういうことを何にも触れないで、これだけ見たら、ほだ事実あったかないかもわかんないじゃないですか。それでは私はだめだと思うんですよ。何で徹底してきちっと洗い出すっていうことをしないんだ。そしてちゃんとわかるようにつくらないのって。もう一回直してくれますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　答弁いたします。

ただいまご指摘をいただいた点につきまして、訂正を行い、決算審査特別委員会の際に提出したいというふうな考えを持っておりますが、それでご承認をいただければ、ちょっと時間が必要ですので、本日につきましては、訂正について時間をいただいてさせていただきたいということで、決算審査特別委員会においてということでご理解をいただければと思いますが、よろしくお願いします。

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　それでは、この問題につきまして議会運営委員会を開いていただ

きますので、暫時休議させていただきます。　　（午前１０時３０分）

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。　　（午前１０時４６分）

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　ただいま議会運営委員会を開催していただきましたので、委員長より報告いただきます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河　清君）　議会運営委員長の石河でございます。

ただいま議会運営委員会を開催して、議案第７３号については、あす午前１０時から、一般質問の前になるんですが、改めて審議をするというふうに決定しました。

本日は５人の一般質問が予定されておりますので、引き続き一般質問をきょうは進めたいということで決定しましたので、よろしくお願いします。

○議長（黒沢敏雄君）　ただいま議会運営委員長からご報告いただきましたが、それに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　異議なしと認めます。

この件につきましては、あす、一般質問の前に延期することに決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　それでは、ただいまから一般質問を行います。

一般質問は一問一答方式により、議員の発言は答弁を含めて６０分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。

通告順に質問を許します。

２番議員　高橋道弘君の登壇を求めます。２番。

○２番（高橋道弘君）　２番、高橋道弘であります。

私は、任期最後となる本定例議会に当たり、町の将来を決定づける重要施策２件について町長の考えを質すものであります。

第１点は、山木屋地区の避難解除についてであります。町長は、去る７月２９日、新聞各社の取材に対し、山木屋地区の避難解除を来年春をめどとするとの考えを示し、７月３０日付の民報、民友の紙面にて報じられました。この町長の発言は、私たち議員も山木屋地区の皆さんも寝耳に水のことであります。

そもそも避難解除については、計画的避難区域の区域見直しを実施する際、町当局と議会、そして山木屋の皆様と合意をした１２の項目があります。この１２項目は、平成２５年７月２９日付川総第３４５号の公文書をもって、古川町長名で、政府原子力災害対策本部長安倍晋三内閣総理大臣に提出をされております。

この１２項目の１番目に書かれているのが、避難指示の解除に関することであります。確認のために読み上げますと、一つ、避難指示解除見込み時期の設定に当たっては、除染や復旧・復興事業の進捗を踏まえて設定することと記載をされております。

古川町長、避難指示解除の権限は原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣にしかないのであります。したがいまして、除染や復旧・復興事業の進捗を踏まえて判断して

ほしいと町長名で要望したのではありませんか。にもかかわらず、法的権限のない、まして本来は避難をしている町民の声を代表して発言すべき町長が、住民、議会との協議もなく、一方的に２８年春をめどに避難解除とマスコミに発言したことは、これまでの経緯をほごにする背信的な行為であり、私としては認めることはできません。

よって、我々議員にも山木屋の住民の皆さんにも理解できる根拠を示していただきたく、質問をするものであります。

次に、平成２３年度作成され、平成３２年度までの１０カ年を計画期間としている川俣町復興計画について質問いたします。

本計画では、２３年度から２７年度の５カ年間を集中復興期間と定めております。本年度が最終年度となります。来年度からは復興期間となりますが、昨年７月２８日の改定後、計画の見直しが行われておらず、復興期間の位置づけが明確になっておりません。

したがいまして、集中復興期間終了後、２８年度から３２年度における我が町の重点施策は何を想定しているのか明確にしていただきたく、質問をするものであります。

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　おはようございます。本日から一般質問になるわけでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、２番　高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

初めに、山木屋地区の避難解除を２８年春にという町長の根拠は何かについてのご質問でございますが、平成２５年に行った区域見直しの住民説明会におきまして、避難解除は平成２７年度中に道筋をつけたいという考えをお示しし、それはいつまでなのかとの問いに対しまして、私は、平成２８年３月まで含めるとお答えをいたしました。まずは、今もその考えには変わりはございません。

現在、生活圏における除染はほぼ完了し、局所的な除染も実施され、農地除染についても年度内完了を目指して進められております。また、山木屋地区除染等に関する検証委員会からは、山木屋地区の空間線量は確実に低下し、今後も引き続き環境回復に関する取り組みを継続する必要があるものの、地区における放射線被ばくは健康影響が懸念されるレベルにはないと科学的に結論するとの中間報告がなされたところであります。このことは、避難指示の根拠として、空間線量率が年間２０ミリシーベルトを超えるところは、将来、健康に被害を及ぼすおそれがあるためと示された経緯を考えますと、避難解除に向けて一歩前に進むことができたものと判断をいたしております。

避難生活も５年目に入りました。避難を強いられた住民の皆様のご苦労、ご心労、そして、地区のつながりにおいても震災前にはなかった困難さが生じたことを思いますと、胸が締めつけられる思いであります。私にとっても、常に避難生活を強いられている山木屋地区の皆様の立場に立って考えていかなければならないと心にとめての毎日であります。

そのような中、先月３１日から準備宿泊が開始され、３１日現在で、２５世帯、６０名の方が準備宿泊の登録をされております。もともとの山木屋地区の世帯数や人数からは極めてわずかなものでありますが、今回の準備宿泊は、長期の宿泊をすることによって、今後、山木屋での生活を再開する上で何が欠けているのか等を教えていただき、新たな課題があれば、それにしっかりと対応してまいる考えでおります。

また、戻る方、諸事情があってすぐには戻れない方、戻らない方、迷い悩む方、それぞれ大変つらい思いをされているとお察しいたします。そんな皆様にしっかりと寄り添いながら、皆様の生活再建に必要な支援を続けてまいります。

避難指示の解除につきましては、２５年８月の山木屋地区の区域見直しの際にご説明したとおり、電気、飲用水、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや、医療・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、また、子どもの生活環境を中心とする除染が十分に進捗した段階で、また、山木屋地区の皆様からの要望を取りまとめて原子力災害対策本部長である安倍首相へ求めた１２項目に係る進捗を見きわめながら、山木屋地区の皆様、町議会、国、県との十分な協議を踏まえて行ってまいる考えであります。

次に、２点目、集中復興期間後の重点施策は何かについてのご質問でございますが、本町におきましては、東日本大震災及び原発事故の発生以来、震災からの復旧・復興を最重要課題とし、生活圏等の除染、内部被ばく検査、食品検査体制の確立、そして山木屋地区の復興の加速化など、町民の安全・安心の確保に向けた各種事業の推進を図ってきたところでございます。

その中で、新中町地内の復興公営住宅の整備や山木屋地区復興拠点の基礎調査、羽田産業団地及び西部工業団地の造成、新役場庁舎の建設、企業誘致の成功など着実な進展が見られる一方で、復興の進捗にはばらつきがあり、いまだ道半ばと考えております。

特に、避難区域である山木屋地区におきましては、先月３１日から準備宿泊が開始されておりますが、４年以上の長期にわたり避難生活が続いており、一日も早い生活再建や地域再生に向けたさらなる山木屋地区復旧・復興計画、いわゆる５９事業の加速化が必要であると考えております。

また、区域見直しに当たり、国へ求めた１２項目につきましても、牧草地除染における表土剥ぎや覆土・播種、復興公営住宅への子育て世帯の入居など、実施することとなったもののある一方で、山林・河川の除染の推進や仮置き場からの汚染廃棄物の早期搬出など、いまだ十分に達成されていないものもあるため、引き続き国へ求めてまいります。

このことから、集中復興期間後の重点施策の方向性につきましては、まずは、復興拠点の一層の整備推進や営農・事業再開に向けた支援など、山木屋地区の皆様の帰還に向けた支援や帰還後の生活支援を強化・拡充するとともに、心のケアやコミュニティの再生など、避難生活の長期化に伴い生じたさまざまな課題に総合的に対応してまいります。

また、環境省と連携を図りながら、局所的に十分に線量低減が図られていない箇所や農地等のさらなる除染の徹底を図るとともに、引き続き国に対し早期の中間貯蔵施設の整備と汚染廃棄物の搬出を求め、マイナスからプラスへの復興を目指してまいる考えであります。

一方で、本町におきましては、人口の減少に加えて、震災の影響により少子高齢化に拍車がかかっていることから、人口減少対策を初め、結婚・出産・子育てのそれぞれの段階で切れ目のない支援を進めるとともに、高齢者が生きがいを持ち、地域の中で豊かに暮らせる環境の整備、交流人口の拡大などに向けた施策を検討してまいりたいと考えております。加えて、風評の払拭や販路拡大など、地域経済の活性化の取り組みを強化するとともに、企業誘致を強力に推し進め、産業の振興と雇用の創出を図ってまいります。

原子力災害からの復興に加え、人口減少や少子高齢化の進展、雇用対策など課題は山積していると認識しております。その中で、私は、引き続き一日も早い復興と、若者が夢と希望を持って安心して町内に住み、生き生きと働き続け、子育てができる「復興から発展へ、進化するかわまた」の実現を目指し、全力で町政に取り組んでまいる考えであります。

以上で、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　古川町長の話は、いつも言語明瞭、意味不明なんだけど、この最初の質問ね、何を言ってんだか私わからないんだよ。２５年度に行った区域見直しの住民説明会におきまして、避難解除は平成２７年度中に道筋をつけたいという考えを示したと。それはいつまでなのかといったら、私は２８年３月まで含めるとお答えして、そのとおり今もって考えに変わりはございませんと言う。だけど、これどういう意味なの。避難解除が２８年３月なのか、２８年３月までに避難解除についての道筋をつけたいということなのか、どっちなんですか、これ。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

このことは、避難解除の目標は２８年３月というような意味でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　日本語から言ったらそうはならないよね。道筋をつけるっていうことは、まだそういうふうにしたいなという道程を決めますっていうことだから、避難解除が２８年３月だって、こっから私は読まんにのない。だけど、町長はその考えでしゃべっているから、多分、新聞社も２８年３月だと、こう書くんだと思うんですよ。

で、私がお聞きしたいのは、その意味わかんないような言葉はやめてもらいたいのよ、重要な問題では。道筋って言ってみたり、避難解除が３月だって、この前文の読み方から、２８年３月に避難解除するんだなんて誰も読めないじゃないですか。２８年３月までに道筋をつけたいんだとしか読めないでしょう、誰にだって。これ日本語

だから。そういうことで、いつも住民とも我々とも接しているから、誤解と混乱ばかり生じていると思うのね。

全体として、これ、町長の法的権限というのはどこにあるの。避難解除について。根拠法令を示してください。町長に２８年３月だって言える根拠がどこにあるの、法律上。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　申し上げます。

避難解除については、先ほど議員からのお質しもありましたように、内閣総理大臣が決定権を持っているわけでありますから、私が決めるわけではありません。しかし、解除に当たっては、住民の皆さんの要望、また我々の復旧・復興計画がしっかりと進捗する状況を見きわめて解除はしてほしいということは言っておりますので、そういった意味での目標というものは、町といたしましての目標は持って、そして、復旧・復興の事業、いろんな事業を加速化を図っていく、そんな考えでありますので、最終的な決定は総理大臣にあります。

しかし、この決定に当たりましては、町として住民の皆さんの意見を、しっかりと考えを聞きながら、また議会とも十分に協議をして、私はやるべきだということを国に求めておりますので、そういった考えで現在取り組んでいることをご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　ちょっと確認するけど、町長には法的権限はないということでいいわけですよね。法的権限がないからね、さっき一番最初も言ったけど、要望書出したわけじゃないですか。２５年に。こういうふうにして避難解除はしてくださいよというふうに言ったわけでしょう。

今、町長も自分では、議会とも住民とも相談して判断したいと言っているわけでしょう。ところが、頭から、最初から２８年３月を目途にするんだと、こう言っているわけじゃないですか。２８年３月を目途にするのは、町長の個人的な目標だったら構わないよ、それは。心の中で思っているんだら。だけど、町長という人間がそのことをマスコミにしゃべったら、川俣町の目標はと、こうなるわけですよ。そこの意味合いが、全然その使い分けして、個人的なことと公的な立場と使い分けしてやるから、私おかしいと思うんだよ。

だって、議会と住民と相談して決めますっていうんなら、マスコミに聞かれたらば、避難解除時期についてはなお議会とも住民とも相談して、ここに書いてあるとおりじゃないですか。復旧・復興事業の推移も見ながら判断しますというふうに答えるのが、公式、公人としての町長の仕事だと思うんだけど、何でそこは一気に２８年春までになっちゃうんですか。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

今、議員お質しのように、私の説明はこの２５年の区域再編の話をしております。

マスコミの皆さんからも、じゃあどうなんだと聞かれておりますから、２７年度中に道筋をつけると。それはいつまでなんだと、２８年の３月まで入るというようなことで説明をしてきておりますので、そのようなことでの捉え方と思いますが、目標としてそのようなことですかと言われれば、目標はそのようなことで事業の加速化を図っていく必要があるというようなことまで話をしてきた感がございますが、先ほど来答弁申し上げておりますけれども、これは大変重要なことでございますから、国のほうにも申し上げている要望事項もございますし、５９事業もございます。これは全て山木屋の復興、川俣町の復旧・復興にかかわる事業でありますから、これをしっかりとその進捗状況を見きわめながら、これは決めていかなくちゃならないと考えておりますので、議員お質しのように、決して町議会、住民の皆さんをないがしろにして、私が国に強く強く要望しているという状況ではありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　いや、だから町長、そこでまた言ったでしょう、今度は。３月までに道筋をつけるみたいな話を言ったじゃないですか。最初に言ったのは違うでしょう、町長。３月までに解除したいというのがおれの目標だっつったんだよ。だから、答弁書、これ答弁書、虚偽なのかい、これ。

私は、この日本語を読めば、２８年３月までに避難解除の道筋をつけたいという考え方なんだなというふうには読めますよと言っているわけ。だけど、２８年３月に避難解除するんだっていうのは、どこにも書かってないでしょう。答弁書にも。だけども、あるときは２８年３月解除だと言う。あるときは２８年３月までに道筋をつけんだという。そういう二枚舌を使うから、町民も我々もどれを信用したらいいんだかわからないんですよ。どっちなんですか。はっきりしてください。２８年３月に解除するという方針なのか、２８年３月までに道筋をつけたい、判断をしていきたい、いつにするんだか判断をしていきたいということは、どっちですか。はっきりしてください。だめですよ、二枚舌は。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

２７年度中に道筋をつけるということで来ておりますから、その２８年の３月までは道筋をつけていきたい、そんな思いでおります。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　ということは、２８年春の解除はないということでいいんですね。再度確認しておきます。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　避難の解除に当たりましては、先ほど来申し上げておりますので、そのようなことで、今後、住民の皆さん、議会の皆さん方とも十分協議をし、そしてまた、それを国とも協議して進めてまいる考えでありますので、今の時点で２８年に

解除するという決定した考えを持っておりません。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　そうすれば、きょう傍聴に来ている方も、インターネットで見ている人も、安心をするんだと思いますよ。別に避難解除が悪いと我々は言っているんではないと。町長が今までやってきたことは、いつもボタンのかけ違いと、曖昧模糊な表現で、混乱させてっから私言っているわけですよ。

それで、いいですか、権限は総理大臣しかない。町長も認めた。２８年３月に解除するというわけでもない。町長も認めた。ここまでいいですよね。その次、じゃあ復旧・復興事業の進捗状況を見きわめながら、それは議会とも住民とも山木屋の人たちとも相談をしていくんだと、こういうことですよね。それは要望書にも書いて、国にもそうしてくださいと、町長名でも要望していますよね。我々もそうしてほしいと思っています。

で、町長ね、聞くんだけど、山木屋の５９復興事業ってよく言うんだけど、いいですか、じゃあ今現在、山木屋の５９復興事業で、終わった事業何ぼですか、町長。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　復興事業、山木屋、町内のこともございますけれども、５９事業でありますが、現時点で完了という捉え方をしているのは６事業であります。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　当局からもらった資料だと四つなんだよね。２６年度までに終わったという。２７年度やっているのが１０事業なんだ。１４しかやってないわけよ、５９のうち。４５残っているわけ。そのやっている事業だって、ボーリングは今週発注するのかな、残り４６ね、去年予算残しているやつ。そして、今度補正予算が認められると、１０月に残りの１０３発注するんだというけど、多分できないから、来年度にまた繰越明許になるんでしょうけど、そういったものも含めて１０になるのね。

すると、全く着手してないのが４５もあるわけよ、町長。これで復旧・復興が進んだ、進んでいるんだというふうに町長はお考えになっているんですか。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

２番議員のお手元にあった資料ですが、今現在、完了が６と私申し上げました。実施中が３１、これは１１４号線の国道改良等も含めたことでございます。これは進めておりますので。また、２７年度中に実施するということが、３件でございます。また、手をつけないでいるのが１９件というような現時点での把握で、５９事業になっているところでございますので、なお、いろいろとそういったことについては確認をしながら、ともに加速化を図っていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　私は設置にいろいろ疑問を呈した、この町長が鳴り物入りでつくった川俣町山木屋地区除染等に関する検証委員会中間報告書、２７年７月という資料

で私はお話ししているんですが、これの２０ページを見ますと、山木屋地区復旧・復興事業進捗状況分類というのがございまして、２６年度までに完成したのは何ぼ勘定してもここでは四つしかないのね。で、実施中または実施決定しましたというのは何ぼ勘定しても１０しかないんですよ。あと残りはみんな実施予定等の欄にくくってあるわけ。これ２７年７月だよ。私がつくった委員会でなくて町長がつくった、大好きな近畿大学も入っているこの委員会でつくったやつなんですよ、これ。大変いいこと書かってますよ、私も熟読させてもらいましたが。

だから、本当に今のこの５９事業は進展しているというふうに町長は考えているんですかと、そこの確認をしたいだけ。数はいいよ、事業の数は。私はこの町長からもらったこの資料で言っている話であって、これがうそだっていうなら訂正してもらいたいだけの話であって、進捗しているというふうに町長は見ているんですか。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　先ほど復興・復旧まだ道半ばと申し上げておりますとおり、まだまだであります。ですから、集中復興期間と言いますけれども、この原発事故の対応・対策は５年間かけても終わるものではないと。この後が復興の創生の５年で、１０年っていうことなんでありますけれども、私は復興集中期間というものはもう１０年もかかるんじゃないかというようなことを今、国に申し上げております。

議員お質しのように、今、私の持っている資料ではそのようなことを申し上げておりますけれども、再度確認いたしますけれども、本当に今どんどん進んでいるよというような状況ではないことについては、私自身もそのような認識に立っております。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　この検証委員会の報告書の２４、２５ページに大変いいこと書かっているのね、これ。日常生活に関する環境回復の加速化と書いてある。町長は読んだことありますか、ちゃんと。ないでしょう、多分。人には配るんだけど、読んだことねえんだから。

いいかい、山木屋地区における暮らしには、現実的な課題が幾つか存在することが住民意向調査などから明らかになっている。これらを踏まえた取り組みを加速化する必要があると。黒ぽちの１番で、世帯の代表者が５０歳代以上である世帯の半数以上が地区への帰還意向を持つ。この現状を考慮しつつ、日常生活に関する環境回復のあり方を考える必要があると。まさにそのとおりですよね。

二つ、黒ぽちの、日常生活の環境回復に向けた事業実施に当たり、意向が上位にある医療福祉関連、住宅関連、商業施設関連は、住民の要望を十分に聞き取り、計画的に再開、整備を進める必要があると書いてある。これ、町が頼んだ検証委員会で、住民の要望を十分に聞き取り、計画的に再開、整備をしなさいと、こう提案してくっちるわけですよ。

逆の言い方をすると、ミスマッチになっているんじゃないかという危惧があるんだと思うんですよ、この検証委員会自身に。帰る人は高齢者なんだ。だから、アンケート調査の結果も７５％の人が一番先に何をやってもらいたいかというと、医療福祉だ

と、こう言っているわけじゃないですか。これもなっていますよ、これは何ページだったかな、大変詳しいデータが載ってますよ。これはこれで私も大切なことだと思いますよ。

だけど、いいですか、この検証委員会でさえ住民の要望を十分に聞き取りって言っているわけだ。さっき言ったように、事業は進んでない、さっぱり進んでない。一方、山木屋の人の声を聞くと、私なんか最初から帰りますって、アンケートに、何回も丸を書いたと。でも一回も役場は来ておれに話を聞いてくっちゃことも何もねえと。それが現実じゃないですか。この提言を受けて以降、何か取り組みに変化はあったんですか、町当局に。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

この検証委員会の提言の中にありますことは、私自身も日ごろ言っていることでありますから、このとおりでこれは進めていくということでありますから、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　いや、だから、町長、私が言っているのは、結局これ検証委員会７月に出したわけですよ。７月に出した結果、５９事業の点検もしたわけだ、この調査委員会は。今まで役場がやってきたアンケート調査の結果も踏まえて、分析をしながら、問題提起をしてくっちるわけだ。

近畿大学と私がどこが合わないかというと、放射能の安定の５点、２０マイクロシーベルト以下は安全だ、ここは全く私と話が合わないところだけど、それ以外においてはそんなに、近畿大学さんがやろうとしていることは私は悪いことだと思っていませんよ、別に。その近畿大学さんを中心として、町長が委嘱して書いて、提言をまとめてくれたところで、もう一回住民の要望をちゃんと聞かないとだめでねえかいと提言しているわけですよ。

それで、その後意向を、議会で再三私も言っているけど、車座になって帰る人たちと座談会をやったらいいんじゃないですかと、行政区ごとに。せいぜい５人か１０人しか来ないんだから。そこでしっかり話をすれば、何が問題かみんなわかるじゃないですか。これ提言したって、今までやってきてないから、私ごときが言ってもやらないんだから、みずからが頼んだ検証委員会もそう言っているわけだ、要望をよく聞けと。今までのやり方ではだめだよと。裏返し、逆の言い方をすれば。だって進めなさいと書けばいいだけの話で、ちゃんとしていれば。要望ちゃんと聞けと言っているいるわけだよ、この検証委員会だって。だから、何か取り組みに変化があったんですかと私は聞いている。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　今現在、井戸水のボーリングの調査から進めておりますし、診療所の再開に向けたいろいろと加速化を図って進んでおります。

今、議員お質しの、帰る人を対象に説明会をやったのかということは、やってお り

ません。そういったこともこれからの課題でありますので、アンケートなどでもそういったもの出ておるわけでありますから、それもしっかりと進めながら取り組んでいって、住民の皆さんの要望をしっかりと聞き取るということについては、しっかりと対応してまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　町長だから、議論するスタンダードが合わないというか、グラウンドが合わないんだ、いつもね。誰もボーリング調査の話に聞いて答えてなんてこと言っているわけじゃないんです。もっと住民の人たち、特に、この中でも言っているでしょう、帰る人はほとんど５０代以降だと。５０代以降なんだから、そういった年代傾向にも合った帰還政策をちゃんと考えないとだめですよと言っているわけじゃないですか。

だったら、その人たちときちんと話を、やっていませんと明確なご答弁だったから、やってないことはやってないんだけど、じゃあこれからどうしていくんです、そこは。避難解除というのは、いずれは来ますよ。いずれは来るけども、どこだって準備きっちりしないところで無理して避難解除するから、帰還率も悪いし、あるいは、帰還率がいいか悪いかってのは、本人が決めることだから私は構わないと思うんだよ、１０％でも２０％でも。だけど、戻った人が幸せになれる環境をつくるのが行政の仕事で、その環境整備がよくできてないから、みんなもう一回戻るという話になっていたでしょう、ほかの先行してやったところは。川内だって、１回早く戻ったけど、今度はＡＤＲにもう一回訴えるんだなんていう運動をやっているわけじゃないですか。これはやっぱり不満があっからでしょう。暮らしていけないからでしょう。

だから、そのためにはもっと丁寧にやりなさいよと、こう言っているんだから、やってねえんだから、今後はどういうふうに改善していこうとしているんですか、山木屋地区の住民の皆さんとの要望の把握について。今までのように、いや委員会を開いて、３０何人いてどうのこうのって副町長はいつも答弁するけど、そんなことではだめだから俺言わっちんだよ、これ。だめなんだから、違うことやるしかないじゃないですか。じゃあどんなことを今想定しようとしているんですか。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

先ほど答弁の中にも入っておりますけれども、今戻る人、またいろんな事情があって当分戻れない人、また新たなところで戻らないで頑張っていくんだという人いることについて、それぞれにしっかりと対応してまいりますという答弁を申し上げておりました。

じゃあ具体的にそういったことをいつからやるのかという質問だと思いますが、今、具体的な日程は決めてはまだおりませんけれども、この議会終わり、１０月、１１月にはそういったことについてしっかりと懇談会もしながら、皆さんのお考えをしっかりと聞いて、そして適切な対応をとるための加速化、いろんな事業の加速化を図ることも含めて、十分な共通理解の上に前に進めていきたいと考えておりますので、ご理

解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　議会が終わったらやるというお話でしたよね。だけど、今度の議会にはボーリングの１３９件の追加予算がのっているわけじゃないですか。すると、我々が聞くところによれば、この前、環境省が来ましたよね、災害対策本部の３０何人が来た。あのときに聞いたらば、２００近い申請がある、解体事業。これについては、もともとは２７年度って書いてあったんだね、２７年度やりますと。ところが、いつの間にか２８年度になったわけです。したら、今度、急遽２７年度からやってくんだみたいな方針に変わったように聞いていますよね。そういうことって、我々も知らないし、正式には言われてないし。山木屋の住民の方々も一部しか知らないと思うんですよ、私。全体化されてないと思うんですよ。

　すると、この山木屋の肝心の住民の方々が知らない中で予算化がされ、事業のスケジュールが決められ、去年のボーリングにしたってそうだけど、何であの人が先で、何でおれたちは外れたのかわかんないという話もあるわけじゃないですか。２５やるがなにしたって。

　今回は全部予算措置はするけど、ほんじゃあ優先順位はどうやって決めんだい、誰からやってくんだいって、そういうことも含めてですよ、全体像が皆さんに落とされていないのに、予算は上がってくるというこの状況。あるいは環境省も、議会から言われて、今度は、早くやっぺって決めたはいいけど、じゃあどういうふうにやるんだということは住民にも我々にも説明がないという状況。こういったものはどういうふうに改善していくお考えですか、今後。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

　まず、井戸のボーリングでありますけれども、これは多くの要望を出されております。帰還を早期に目指す、戻る人を優先的にやるということは説明をしてきた経緯がございます。また、今般、それらについても補正予算に計上しておりますけれども、とにかく要望の出ているところには徹底してやるべきだという議員の皆さん方からのお質しもございます。

　そういったことで、今回補正予算を計上させてもらいましたので、これも進めてまいりますし、また、全壊、半壊の住宅もございます。これらも早くやれと、それやらないと戻れないということにどう応えるんだということも言われておりますし、住民の皆さんからもそういったことを早くやってくれという声は伺っております。

　そんな意味では、全壊、半壊も、まだ環境省との最終的な話は詰まっておりませんけれども、これは私は早くやるべきだということで、国のほうもやるというような考えを示して今いただいているところでございますので、これは正式に決まり次第、また早急に住民の皆さんにもお知らせをしながら、具体的な事業の説明に当たっていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

　議員お質しのように、この住民の声も聞かないで予算化しているのかということで

ありますが、全くそういうことではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　いや、地域の一般的な部落座談会の答弁だったら、町長の答弁で私もああほうかいと脇で聞いていますよ。だけど、ここは議会なんだから、一般論で言われたら困る。

どういうふうに改善するのか。ほんじゃあ全体化はどうやってするのかって私は質問したんだよ、今。みんなが要望したこと一生懸命やります、そんなのは当たり前の話じゃないですか。そうじゃないですよ。要望してきたんだけど、やらなかった、４年５カ月間こうやって。だから残っているわけじゃないですか。

だから、今後はどういうふうに、迅速に加速化をしなくちゃいけないって、町長が頼んだ委員会でも加速化しろと言っているし、国も言っているし、住民の皆さんはもっと切に思っていますよ。早く解体してくれろ、早くボーリングしてくれろって。だったら、そのことをどのような手続でどのような手法で具体的にやってくんですかってことを私はお尋ねしているんであって、一般論で答えられたって納得するもんでないですよ。

だって、３月に予算とった４６、４５のボーリングをいまだ発注しないで、今週発注するっつっている町だよ。一生懸命精力的にやっていきますといったって、来年になるんだか再来年になるんだかわからないよ、予算があったってやらないんだから、うちの町は。そこはだから具体的にちゃんと答弁してくださいって私はお願いしているだけです。みんなにわかるように。

○議長（黒沢敏雄君）　原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。

井戸掘削が大変おくれましてまことに申しわけございません。井戸掘削につきましては、まず、当初予算の４６件、間もなく発注をいたします。続きまして、皆様からご要望いただいています１２８件、そして集会所を合わせまして１３９件ですね、こちらのほうも年度内に井戸掘削ができるように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　いやだから、そういうことを私は聞いているんじゃないんだよ。そんなことは当たり前の話なんだ。今までできなかったから、改善はあるわけでしょう。何でほんならとまっていたのか。ほんじゃ今後はどうやったらそれがスムーズにいくのか。今まで住民の声を全然聞いてないという批判が圧倒的にある中で、ほんじゃどうやって今後は住民の声を吸い上げるのかって、あるじゃないですか。

全体集会開いて、６０人も１００人も集まったところでしゃべりなさいといったって、なかなかしゃべれる人っていないですよ、そんなところで。だって、悩みはみんな個人ごとなんだからね。プライベートなことなんですよ。共通した悩みっつうのは、井戸が欲しいってことでは共通しているかもしれない。ボーリングしてほしいってことでは共通しているかもしれないけども。それぞれに違う要素があるわけじゃないで

すか。だったら個別対応しかないじゃないですか。生活を再生するっていうことは。それぞれの生活がみんな違うんだから。家族構成も違えば、業種も違えば、生き方も価値観も違うんだから。だったら個人対応しかないじゃないですか。その個人対応に対応してないから、今まで批判を浴びてきて、事業もおくれているし、タイムリーな事業ができないわけ。

だから、そこをどういうふうに改善するんだという制度、仕組みの問題をおれは聞いているだけよ。例としてボーリングの話だ、解体だってわめいているけど。だから、そこをどう改善するんだって。一般論で、いや一生懸命やるんですと、そんな話はみんな聞き飽きている、４年も。こうやってみんな山木屋の人たちなんか、その都度何かあるんでねえかと思って一生懸命聞きに行くけど何にもねえ。国だ県だ、ありきたりの議論で終わりだ。そして何だか知んねえが、避難解除だ、準備宿泊だなんて話ばっかりおっつけられるって。これが現実じゃないですか。

だから、本当にみんなが悩んでいること、解決したいことに対して、今後どういう仕組みの中でそれを解決していって、事業の加速化を図るんですかとおれは聞いているわけよ。その仕組みについてはまだ検討中って、考えてねえというなら、何とか委員会の委員長様、副町長やっているんだべ、いつ聞いたって万全にやってますみたいな話をしているわけだけど、万全にやっているんだったら不満が出るわけないじゃないですか。万全でねえから不満だらけになっているわけでしょう、みんな。そこはどういうふうに改善するんですかって私は聞いているんだよ。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

全体でいっても、そういうことについては個別に入らないだろうというようなことでありますが、そのようにも考えます。これから個別の集まりというものをしっかりと進めて、今言った、しっかりと住民の皆さんに応えるということでの対応をとっていきますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、財政、予算等もございます。なかなか国のほうとも、話をしても進まない面もございます。それらは議員もご存じのとおりだと思います。そういったことについても、私はおくれることなく、しっかりと国のほうの財政支援、そしてまた、仕事を進める上での支援体制もとれということで要望してきておりますので、細かく対応して、住民の声をしっかり聞くということについてはこれからも内容を充実して取り組んでまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　まあそうは言ってもね、町長ね、いつも議会が終わった後は同じで、次の議会までまたぶん投げといて、同じ議論しているというのが、私の４年間の経験ですよね。

だから、最後は財政の問題なんて言うじゃないですか。財政の問題よりも何よりも、本当に行政がみんなの心のほうに、みんなの立場のほうに立って毎日仕事をしてくっちるのかどうなのかということのほうが、住民の皆さんにとっての安全・安心だし、

信頼はそこにあるわけじゃないですか。あるときは末端官僚の身で話してみたり、あるときは今度調子いくみんなの声を代弁するようなこと言ってみたり、その繰り返しの違いの中で不信感だけが造成されて、事業がさっぱり進まない、いつの間にか計画は半分以下になっちまうという状況の中では、誰も信用が出てこないんだ。

でも、信用できなくても、役場に頼らざるを得ないというのがまた住民の皆さんの実態なんだよ。そこを町長はしっかりと受けとめないと、避難民どころか川俣町に戻ってこない人たちばっかりつくってしまいますよ。これは何も山木屋の人だけでなくて、町民全体の信頼の問題になりますよ、町政に対する。そこのところよくよく考えていただきたいと思うんですよ。

それと、あと、２０ミリシーベルト以下でどうのこうのって町長は言うけども、これね、この環境委員会って国だよね。国の環境委員会で言っているけど、国会も立派にちゃんとまとめていますよ、これ。何で多くの住民が１ミリシーベルト以下を望んでいるかというと、原子炉規制法の周辺監視区域の基準が年間１ミリシーベルトであったからだと。だから１ミリだってみんな言うに決まっている。前からこれね、同僚議員も質問しているけど。

そこさもってきて、町長が年間２０ミリ以下は安全だ、安全だってばっかり言うと、これまた若い人たちが帰ってこない原因に私はなると思うんだよ。そうですねと。それは心配ですねという前提に立たなかったらば。心配だから、ほんじゃあらゆる手法をしましょうねって持ってかなくちゃいけないわけじゃないですか。

国が安全だと言うから、安全だなんて、近畿大学も安全だと言っているんだって、だから近畿大学も信用がなくなるんだ、私から言わせれば。安全しか言わないから。危険なところを言わないから。最初なんか何を食ったって大丈夫だって、そこでやったとき言った、公民館で始まったとき、ばあんとなってすぐだよ。何を食ったって大丈夫ですからと言ったのは近畿大学じゃないですか。そのうち５００ミリがどうのこうのってなってきたら、今度は食わないほうがいいですねって。あのときの質問でも町民の皆さんに聞かれたら、できれば食わないほうがいいですよって答えたよね、最後は。そういうでたらめなことやっているから、だめなの。

それで、あと１５分しかないから、違うほうもやりたいからね。町長ね、今後進めてく上で、この前も言ったけど、国からいろんなこれから実際アクションがありますよね。避難解除どうでしょうか、一番の課題じゃないですか。その際に、いいですか、いつも町長は、前も私、非難したけど、国が来ました。はい山木屋地区住民の国の説明会ですと、こうやるわけだ。はい次、議会の説明会ですと、こうやるわけよ。何で直接国が議会に来て説明するの。おれ理解できない、ほんと最初から。

だって、後藤副本部長この前言ったでしょう。我々は行政庁でございますから、行政庁としては行政府である川俣町役場にお伝えをするしかないんですと言っているわけ。だったら、受けたのは町長じゃないですか。町長が受けて、町長がみずからの言葉で住民にも議会にも説明するのが筋じゃないですか。その中で合意形成を図っていって、いや、国から言われて、住民の声も聞いたし、議会の声も聞いたけど、こうい

うことでしたよっていうふうに町長が代表して、川俣町を代表して国に伝えるのが私は仕事だと思うんですが、違うんですか。

町長は、あるときはひな壇に立ってみたり、あるときは脇さ行ってみたり、きょうは国だ、きょうは町だって、使い分けがうまいんだけど、それこそさっきの道筋と避難解除の話と同じで、二枚舌を使っているとしか思えないね、私この４年半ずっと眺めていて。全部やっぱり町長がやるべきじゃないですか、それは。国との窓口になるのは、行政府だって、当たり前でしょう。だって国だって行政府なんだから。国会と議会がまともにやれっつうんなら、国会と議会まともになるかもしれないよ、同じ立法府だから。行政府同士なんだもん、国と町が対等にやるの当たり前じゃないですか。その町の長として意見を言うときには、議会も住民の声も合意形成した上で、町長として発言するっていうのが町長の仕事だと思うんですけど、そうは思わないんですか、町長。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　申し上げます。

町が全て決定していくんであれば、私のほうで対応してまいりますけれども、この避難指示も含めて今回の対応は国が最終的な責任を持つということでありますので、これはそれぞれ必要に応じて、私は、国のほうから住民にも説明していただきたいし、また議会の皆さんにも直接話をしていただきたいということを申し上げてまいりました。これからもそういったことについては必要に応じて対応していきたいと考えております。

ただ、町が責任を逃れるためにあるというようなことでは全くございませんので、住民の皆さんと一緒になって考えていくことで私は対応していく考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　理解できないですよ、そこは。全然理解できない。だから、町長、任務間違っていると思うんだよ、おれ。例えば、沖縄の普天間基地の問題、辺野古に移転しますよと言っているじゃないですか。ほんじゃ、国がやるんだから、国が住民に説明して、国が議会に説明してなんてやっていますか。やってないじゃない。そうじゃないでしょう。それに反対だって住民が言ったらば、その反対の声を踏まえた首長さんは反対だと言っているわけじゃないですか。違いますか。

だって、住民の合意形成を図ってく一番の仕事はどこにあるかっつったら、町長にあるんだよ。いや、うちの議会はそのことを反対だと言っているんですよ、住民の皆さんは賛成だと言っているんですよ、だけども、私としては、住民と議会の意見が分かれていますから何ともコメントできませんねなんていう行政府の長は要らないじゃないですか。それをまとめていくのが行政府の長じゃないですか。

だって、住民の声も聞かなくちゃいけないし、議会の声は議会の声として尊重しなくちゃいけない。そこで何回も議論をし合って、統一点を見出して、ほんじゃ反対するのか推進するのか、推進するにしたって、こういう条件を付加しないと我が町とし

ては受け入れられないねというふうにまとめていく責任は町長にあるわけでしょう。そのことを伝えるのも町長の仕事だし、国から受けるのも町長の仕事だし、国に返してやるのも町長の仕事じゃないですか。

そのことを放棄して、これは国が直接やる事業だから、国で説明しらっし、おれ脇で聞いているから。住民がいいと言ったらやらっし、だめだと言ったらやめっせ。一体何のために末端自治体の長としているわけですか。そこのところが問われているんだと思いますよ。４年半ずっと。そこをはっきりしないから、沖縄ははっきりしてっから、みんな頑張っているんじゃないですか。県知事初め、市長初め、議会初め、住民皆さん初め、反対だって決めて、みんなして反対しましょうねって、反対運動の先頭に立っているじゃないですか、みんな。反対するときには。賛成は賛成で先頭に立てばいいんですよ。そのことの、自治体の長としての責任を全く私は放棄しているとしか思えない。

だから、住民の合意形成のあり方について、根本的に考えていかないと、今度はね、避難するときはみんな一緒だった。帰るときみんな一緒にならないんですから、今度は。帰る人も帰らない人も出てくるわけだ。そのときの、おらは帰る、おらは帰んねえということで、コミュニティが壊れたり、感情が悪化したり、人間関係が壊れたり、そういったことにならないようにするのが自治体の首長の責任でしょうに、それは。

だったらば、これは国で直接やるんだから、国に直接説明してもらうんではなくて、国が何をやろうとしているかと、一言一句全部熟知した上で、自分の口で、国ではこう言っているんですよって説明すべきじゃないですか。そして、国に対して、みんなに言ったけどこうですよと、いやこれは町長の伝え方が悪いんだっつうならば、ほんじゃあ私も聞いてっから、国もこっせと、どこが違うんだか、こっせっていうんならば私わかります。最初から、国がやる事業は国が来て説明しなさいってやっているから、私はおかしいと思う。

この前だって、だから私は、テレビ局が来たとき怒ったんだ。違うときは私でありませんって出てきもしないで、あるときはひょいっと出てきておれが町長だって顔してっから、私はおかしいと言っているんですよ。町長はどんなときだって町長なんだから。全てについて責任を持ってやるべきですよ。

だから、合意形成のあり方については、根本的に考え直してもらいたいと思うんですが、どうですか、町長。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

議員のほうからいろいろとお質しございました。住民の合意形成をしっかりとまとめていくのは私の責任だと思っております。話の中にありましたように、帰る人、帰らない人、あるいはまた悩んでいる人も、ばらばらになって住民同士が反発をし合うようなことは、決してこれは、不幸なことでありますから、そのようなことにならないように、しっかりと私のほうで取りまとめ、合意をして、そしてまた、国のほうに求めるべきものはしっかりと求めていくという考えでおります。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　言葉だけでなくて、態度とこの実際の取り組みの中でそれを示していただかないと、とんでもない、何十年も後に悔いを残すことになりますから、今までと同じなんだ、どうせ議会が終われば構うことない、議会の言っていることなんてそのときだけだなんていう、今までの態度は改めていただいて、きっちり真摯にそこを取り組んでいただかないと、川俣町そのものを壊すと思いますんで、そこは申し上げておきたいと思います。絶対守ってやってください。あとさきにならないように、議会と住民との関係について。

それから、二つ目の課題、あと何分もないんですけど、これいろいろ書かってんだけど、結局、町長何やっちの、あとの５年で。何がやりたいんですか、一番。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　申し上げます。

集中復興期間後の５年間で何をやりたいんだと。先ほど申し上げましたけれども、集中復興期間の５年間でもまだまだやり残してあることは共通理解だと思っております。それをしっかりと今後の５年間でやり遂げることが、復旧・復興を前に進めることにつながるものだと思っておりますので、この事業についてしっかりと取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　それではね、私は違うんじゃないかなと思うんですよ。だって、やり残した仕事をやっていくのは当たり前の話でしょう、それは。そうでしょう。家はつくってないけど、まだ屋根かかんないんだけど、期間が終わったから屋根かけないで終わるんだなんてことにならないでしょう。屋根かけてちゃんと住めるところまでやるって、これ当たり前の話だ。だけど、それができたあかつきにどう展開するのかというのが、多分、復興期間後の仕事じゃないんですか。

例えばね、西部工業団地っていう仕組みをつくっていますよね。やる気あればできるという例はですよ、例えば、羽田の産業団地って、まだ竣工・造成も終わってないのに、片一方で建物建てているわけだね。あれ一部だけ完了検査を受けてやっているわけでしょう。工夫すればできるわけだ、あれ。あれは何で工夫してやらざるを得ないかというと、民間の企業を相手にしていて、民間に損害賠償の問題が出てくるから、こういうこともできんじゃねえかって言われれば、賠償金を払うなんていったら町長の政治責任になるから、一生懸命やるわけですよ。そんなの山木屋の復興だって同じだと思うんだよ。だから、同じく考えれば。何ぼでもできますよ。

だけど、問題は、例えば、西部工業団地ができました。企業誘致してください、みんな言いますよ、それは。でも企業が地方に来るという一番の条件は何ですか。

○議会事務局長（高橋清美君）　残り時間、あと５分です。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　申し上げます。

まず、質問ございましたが、この集中復興期間後の５年間の仕事でありますけれども、これは確かに議員が言うように、つくっただけではないでありまして、その後の運営も含めてやっていかなくちゃならないと思っています。ですが、まだそういった事業も継続しておりますので、申し上げさせていただきました。

今ご質問にありましたように、工業団地も造成しております。これは年度内に完成の予定であります。しかし、あわせて企業誘致も今取り組んでいるところでございます。造成が終わったから終わりだという考えは持っておりません。

しかし、今お質しのように、地方に企業に来る利点は何なんだろうということであります。これは、地方に来て、自然豊かなところでの雇用の確保も含めて、自分たちの拠点としてやることについての利便性を企業はしっかりと調査をして、来るものだと思っておりますので、私は今、川俣町の利点、よさというものを訴えているところでございますが、それは今回の造成工事に当たりましての企業が求めている値段等もございますし、人の問題等もいろいろございます。そういった面では、今具体的に当たっておりますと、雇用が、地方に来てもなかなか厳しいというようなことの話もいただいております。

そういった意味では、今までみたいに、地方に来ればここで人がいっぱい集まるんだという考えには、企業もなかなか立てないというようなことも言われておりますので、私は、この川俣に来ていただき、そして人の問題については、川俣だけじゃなくて広域的にここに来ていただくような環境づくりをしなくちゃなりませんので、単に企業の環境だけじゃなくて、働く人の環境等も含めたインフラ整備もしていかなくちゃならないと、そんなふうに今思っているところでございます。

○議長（黒沢敏雄君）　２番。

○２番（高橋道弘君）　時間もないんであれなんですけど、こんなの昔からですよ。自然が豊かだから企業が来るなんていうことは、まあ薬屋さんだとかね、ブランドイメージを大切にするところはあるかもしれないけど、ほとんどの企業が製造業で来るわけですから、工業団地なんていうのは、そんなことで来ないじゃないですか。やっぱり一番は豊富な労働力と質の高い労働力じゃないですか。

じゃあ、川俣町に豊富な労働力があるのかといったら、誰が見たって、シルバー人材センターさんが一番活躍しているような町なんだから、川俣町は。労働力あるわけないでしょう。既存の事業主だって人を確保するのが大変だって。質の高い労働力っつったって、川俣高校だってあれだけの２クラスになっちまったと。機械科しかないという問題があるわけだ。

だから、まさに子育て支援から始まって、人をつくってくということに力を入れるっていうことをしない限り、毎年１，２００万払って西部工業団地の草刈りをやらなくちゃいけないという資料もいただいておりますけども、企業立地しなかったら毎年毎年１，２００万草刈りしているだけになっちゃいますよ、西部工業団地できたって。

だから、ここは、目先、広域的に考えなくちゃいけないって簡単に言うけど、だって現実に、決算の中で、見ました、町長。県北地域の広域市町村圏の協議会って、や

ってないでしょう、ずっと。口では広域どうのこうの、福島県知事も、内堀さんも広域の１７つの生活圏でどうのこうのなんて言ってっけど、今度は１７つでなくて何ぼか変わったと思いますが、そういう状況ですから、ほんとにそれ言うんだったら、やっぱり、広域圏の会議も、町長だって町村会の会長やっているわけだから、きちっと開いて、もうちょっと広域的な目線で川俣町が果たすべき役割というものをきちっと見据えた上での子育て支援なり人材育成なり、そしてそこにつながる企業があれば企業というふうにやってくべきだということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（黒沢敏雄君）　次に、４番議員　鴫原利光君の登壇を求めます。４番。

○４番（鴫原利光君）　４番　鴫原利光であります。

東日本大震災と東京電力第一原発事故から４年半になろうとしております。国内では火山噴火に対する厳重な警戒が続くほか、局地的な豪雨や竜巻など被害が相次いでおります。９月１日は防災の日であります。災害は忘れたころにやってくると言われています。震災と原発事故を教訓に、日ごろの備えが重要ではないかと思われます。

東京電力第一原発のあのような悲惨な事故が起きたにもかかわらず、事故原因の解明の進まない上に、企業責任、経営者の責任は不問となりましたが、ようやく検察審査会が動き、経営者責任を明確にすべく強制起訴されることになりました。

事故発生までは安全神話で守られ、事故後は想定外と責任を回避する中、世論調査では、原発再稼働反対が５４．３％と過半数を超えた。原子力規制委員会は安全審査を合格させ、これを受けた九州電力は川内原発１号機を再稼働しました。経済産業省は、再稼働を進めるのが政治の方針と語っていたが、今回の再稼働では、事実的な判断を第三者である原子力規制委員会が判定する制度であり、政治判断の余地はないとの見解を示しました。

原発は国策事業で進めたにもかかわらず、国は福島第一原発の責任もとらず、おわびの言葉すらありません。私たちは福島第一原発事故を風化させぬよう、そして、今でも放射能の脅威と不安の中で生活している被害者であることを明確にし、さきの通告書に従って大きく２点、細部３点について質問をいたします。

まず、大きく１点目であります。市街地活性化事業の進捗状況と具体的施策について。

細部１点目、バス停留所に上屋、ベンチの設置について。地域公共交通である乗合バスの役割は極めて大きいであります。利用者に対する利便性の向上は重要であると。

細部２点目であります。街路灯の規格を統一した景観をするべきではないか。

細部３点目、ポケットパークと公衆用トイレの設置を計画性を持って整備すべきではないか。

大きく２点目、史跡活用の考え方と今後の対応についてであります。

川俣代官所跡を史跡として保存するのか。

以上、質問といたします。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　４番　鴫原利光議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、市街地活性化事業の進捗状況と具体的施策についての（１）、バス停留所に上屋、ベンチの設置について、地域公共交通である乗合バスの役割は極めて大きい、利用者に対する利便性向上は重要であるが、についてのご質問でございますが、本町では、現在、福島交通株式会社など３事業者が乗合バスを運行しており、３１カ所あるバス停留所においては、上屋が１２カ所、また、ベンチは６カ所が設置されているところでございます。

バス停留所への上屋やベンチの設置につきましては、人にやさしいまちづくりの推進や高齢者の外出支援等の観点から有効であるほか、バス利用者の利便性の向上にもつながるものと考えております。

そのため、町といたしましては、今後、関係法令等を踏まえながら、バス運行事業者に対しバス停留所への上屋やベンチの設置について協議を行うなど、高齢者を初め、町民の大切な交通手段であるバスを快適に、また、安心してご利用いただけるよう取り組んでまいる考えでおりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、（２）街路灯の規格を統一して景観を整備すべきではないかについてのご質問でございますが、商店街の街路灯につきましては、全６街路灯会のうち、現在のところ、３団体から譲り受けが完了し、町管理となっておりますが、他の３団体は従来どおり管理をしていただいております。また、街路灯の器具は、街路灯会ごとに別仕様であり、水銀灯やＬＥＤなどとなっております。

町が譲り受けた街路灯の規格の統一化につきましては、川俣町中心市街地活性化基本計画には明記されておりませんが、老朽化した水銀灯からＬＥＤへの交換による場合等は、規格を統一し、景観の向上に向けた整備を推進してまいる考えであります。

次に、（３）ポケットパークと公衆用トイレの設置を、計画性を持って整備すべきではないかについてのご質問でございますが、昨年３月に策定いたしました中心市街地活性化基本計画では、「人々が集い、気軽に楽しく交流が行われる場を作る。」及び「人にやさしく・便利で住みやすいと感じる場を作る。」という二つの基本方針を定めたところであり、そのうち、「人々が集い、気軽に楽しく交流が行われる場を作る。」におきましては、今後、まちなかに人々を呼び込む仕掛けを具体的な事業として検討していくこととしております。

中心市街地活性化基本計画では、県事業である広瀬川の河川改修工事とあわせて、沿道の道路整備を計画しており、まちなかの主要施設や史跡文化財をウォーキング散策路などに取り込むことによって、まちなかの回遊性を高め、活性化を図る考えであります。

この事業を展開する上で、ウォーキング散策中の休憩ポイント等として、ポケットパークや公衆用トイレの設置も検討する必要があると考えており、今後、商店街と連携した事業のあり方も含めて、総合的に検討してまいる考えであります。

以上で、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君）　教育長。

○教育長（神田　紀君）　４番　鴫原利光議員のご質問にご答弁を申し上げます。

史跡活用の考え方と今後の対応についての（１）、川俣代官所跡を史跡として保存するのかについてのご質問でございますが、川俣代官所跡につきましては、徳川家康が征夷大将軍となり江戸幕府を開いてから約１００年後の元禄１６年に、当時川俣町を中心とする小手郷が絹織物の産地として栄えておりまして、幕府によってこの絹が極めて重要な財源と見なされ、陣屋設置に至ったものと考えております。

議員ご質問の川俣代官所跡は町内寺久保の民有地にございまして、御陣屋、御倉、長屋及び門跡などが存在していたとして、福島県埋蔵文化財包蔵地に登録されているところでございます。町教育委員会といたしましては、貴重な町の文化財を後世に残すため、昭和５５年に川俣代官所跡に石碑を建立いたしておりまして、今後も土地所有者の意向を伺いながら、石碑周辺の環境整備を含めた維持管理に鋭意努めてまいる考えであります。

以上で、答弁といたします。

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時です。

（午前１１時５７分）

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。　　（午後１時００分）

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　鴫原利光君の一般質問を続けます。４番。

○４番（鴫原利光君）　午前中に引き続きまして、質問をさせていただきます。

まず、１番目の市街地活性化事業なんですが、本町も平成１３年の３月から制定されて、今回２回目ですか、これね、新しい中心市街地活性化基本計画ができたわけですが、前回の１３年のときの１０年間、７４の事業のうち１９の事業が実現して、７３％に当たる５５の事業が実現できなかったということでございますので、このたびの今回のこの基本計画の中ではそういうことのないように、しっかり取り組んでいただきたいなと思っておる次第でございます。

それでは、細部について入らせていただきます。

まず、バス停の上屋の件でございますが、先ほど町長の答弁の中には、上屋が１２カ所川俣町にあるということですが、旧町内にはどのぐらいありますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　質問に答弁いたします。

旧町内では役場前と介護ショップみうらさんの前、川俣町の停留所になっています、その２カ所にございます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鴫原利光君）　２カ所だと思うんですが、公民館の前は、これは町が設置したやつですか。バス会社が設置したやつですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　質問に答弁いたします。

役場前の設置につきましては、民間の設置になってございます。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鴫原利光君）　町のやつは、民間というと、どこの民間でやったわけですか。国の補助事業でやったのかな、あれは町で補助事業でやったと私は聞いたんですが、ＪＲバスのとか、福島交通のあれではないですね。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　質問に答弁いたします。

ちょっと確認をさせていただきたいので、少し時間をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鴫原利光君）　私の記憶であれば、あれは町でやったというような記憶をしているんですが、つい最近では、遠西の停留所に上屋がかけましたが、あれは民間でやったんですか、それとも県のほうで、国道の改良工事の中でやったんだか、その辺は把握しておりますか。

○議長（黒沢敏雄君）　企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　質問に答弁いたします。

遠西の停留所につきましては、地域の遠西地区の皆さんで設置をされたというふうになってございます。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鴫原利光君）　わかりました。それでは本題のほうに入らせていただきますが、遠西の方があそこでやったということは、あれ上屋だけですよね。ああいうやつは地元から寄付か何かして、皆さんやったんですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　質問に答弁いたします。

遠西につきましては、上屋と椅子と両方ございまして、県からの補助を財源にしまして地元で上屋と椅子を設置したということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鴫原利光君）　この上屋とベンチの問題、これは今、全国的に、都市部も郡部もかなりいろいろ問題になっているんですよ。少子高齢化を迎えながら、どこでもこの問題が今上がっているんです。

それで、平成１５年に警視庁が、交通部長が各県警本部に出した文書によると、かなり以前よりは緩和されているんですよね。それで、町はやる気なかったからこんなこと考えたことないと思うんですが、現在、川俣町にも町内に停留所がありますけれども、一定の、特定のところで言いますと、ホテル前の橋がありますよね、広瀬橋ね。あそこに停留所あるんですが、あそこにはかなりの乗降客がいます。学生さんも若い人も、お年寄りもあそこから乗るあれなんですが、どうもみんな天気のいい日ばかりではございませんので、あそこで雨や雪が降ったときに、子どもたちがずぶ濡れにな

っているんだと。雨宿りするところもないと。ということで、地域の人たちが見るに見かねて傘を貸したり、そういう状況なんですよ。

町はそういう話を住民から来ているんだか、来ていないんだか。おらは車で行くんだからええわいと、バスの人は勝手に乗ればいいんだっていうような考えなんだか、町はそういう上屋をかけるというような計画したことはありますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　質問に答弁いたします。

お質しの場所につきましての具体的な取り組みについては、これまで検討したことはございません。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鳴原利光君）　そんなところだと思っていますが、まさしく、これが言うね、町長、人がやさしいまちづくりや、いろいろまた言っても、実際的に一番住民は困っているわけですよ。

それで、地域住民の方々もいろいろ我々のところに来ております。あそこに上屋かけらんねえのかと。いろいろな交通の規則とか、いろいろなあれはあると思うんですが、町でやっぱりそういうふうな問題あったときに、あそこに上屋とベンチは置けないのかということを、やったことないというんですが、今、歩道の幅、何メートルあるとあれ上屋かけられるか、わかっておりますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　質問に答弁いたします。

ベンチ等の設置後、幅員が２メートル以上の確保が必要だということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鳴原利光君）　まさしくそのとおりでございます。ベンチといっても、今はいろんな、固定するベンチ、固定しなきゃだめですね、あれね。許可にならないですから。ごみ箱を置くなということになってますんで。

ただ、そうすると、あそこね、２メートルあるもんですから、そして、ちょっと何ですか、出っ張っておりますよね、あそこね。ああいうところに、可能なんだか可能でないんだか、その辺は検討されたことございますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　質問に答弁いたします。

これまで検討したことはございません。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鳴原利光君）　あそこに小手姫像があるんですが、つくったときは何でも新しいから格好はいいですが、今は小手姫像を見ていますと、気持ち悪くて、塗装は剥げているし、何であれあそこさ置くのかなと住民の方も不安がっております。できればあれを撤去して、あそこに上屋をかけてベンチを置いてもらえば、バスに乗る人ばっか

りじゃなくて、高齢者の方が今散歩されていて、あそこで休憩もできるんだということなんで、そういう地元の方がかなりあれしております。

そういう中で、やはりそういうことも考えながら、上屋をできないのかというようなことで質問しているわけですが、国土交通省あたりも今かなりバス停の上屋問題には関心持って、北海道あたりでは、調査委員会みたいなのつくって、北海道全県でやっているとこあるんですけどね。いろんな、バスの運転手の視界が悪くなるとか、左側の手前にはボードを張るなとか、いろいろな基準があるんですが、やはりそういうことを町で研究されたいし、つけるというようなこともう考えてないっていうんだったら、これから考えありますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　質問に答弁いたします。

お尋ねの場所につきまして、現場の状況とか利用状況、そういったものも踏まえまして、安全性の確保など前提に、設置可能かどうかにつきましても今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鳴原利光君）　現場をよく見て、まず利用があるかないかの問題ではないと思うんです、私ね。先ほど言ったみたく、１人でも２人でも３人でも、何人だからここさつけないんだというんじゃなくて、やはり高齢者対策とか、若い人たちの対策だとか、今町が、町長が言ってる通りじゃないですか、本当に。

少子高齢化で今これだけ人口がだんだん減ってくのに、この町が住みよい町だっていうのには、やっぱりそういうところから一手に一つずつ改革してかないと、ただ店がないからとか商店がないとか、いろいろなものがないからという問題ばっかじゃなくて、そういうとこからまず一つずつやってみたらと思うんですが、これからその検討する気はございますか。

あそこばっかじゃないですよ。もうファンズさんの前だってありますよね。借地だったら借地主なりにやっぱり交渉して、そういうふうなことも町はこれからやってくんだというんだったら、そういう考えはございますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　市街地のにぎわい、また利便性、集客の確保の質問ということで伺っております。バス停の上屋でありますけれども、今、質問にあります広瀬川のところも、橋の上にバス停っていうのは珍しいんだんね。それをつくった理由があると思うんですよ。見てもわかるとおり、両側見てみると場所的には。ですから、上屋の問題もそういったことも含めて、今、議員お質しのように、利便性、安全性も含めれば、必要だなと思っております。

瓦町のところも、前には話がございましたが、必要じゃないかと。あそこできなかった経緯もありましたので、いろいろと今後検討で、そういう意味でどうしてなのかも含めて検討をしなくちゃならないと思っています。

民間のところ、具体的には役場の前の停留所、郵便局に移しましたけれども、あそ

こも本当に郵便局、なかなか困難を極めました。なかなか貸していただけないということでありまして、移したんでありますが、今度移せば、今度こっち使っている方がもっと病院寄りに寄せてもらえねえかという声も寄せられております。

ですから、沿道の中で、ご利用させていただく土地の問題もございますので、ましてや上屋になりますと、そこに建てるようになりますから、いろいろと、そういった別の意味での安全性も含めて考えなくちゃならないと思っております。

広瀬川のところの小手姫像も、色、なっているんですね。私もちょっと気にはなっているんですが、実は中央公園の小手姫像も汚れていますが、あれはああいうふうになるんだそうですね。ですから、塗りかえるとか何かっていうのはいかないんだそうです。つくった先生のお話によると。ですから、中央公園もあのような形になって、緑青をふくっていうか、そういうことなんだそうです。

ですから、今お話あった広瀬川のところも、もう少しどうなるかについては検討させてください。また今の上屋についても、いろいろとそういった面で総合的に判断していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鳴原利光君）　いつまでもやっていると時間ないんであれですが、あれ橋の上にもね、あるところには橋の上に市場なんてとこもあったわけですから、私はこれは別に、許可さえもらえば大丈夫だと思うんですよね。

基本的には、橋から３０メートルが、バス停置けというのが国の基準ですよね。たまたま川俣町はあそこにバス停があるのは画期的なことだと思うんですよ。まずはそれを活用しながら、町長、上屋といっても屋根だけですから、そして今、国では、道路幅まで屋根を出してもいいと言っているんですね。何でかっといったら、歩道からバスに乗るのに、雨風をしのげるように、歩道まで出していいですよっていう基準があるみたいですので、これ、私が町長にお願いしたのは、私に相談された方がね、去年、町長選挙のときに、後援会の集まりで言う気したら、何だか断られたから、おれ、おもしゃくねえんだなんていうような形で言ってましたんで、私代表して言いました。

この橋のことは、ぜひとも町長、これからの中心市街地活性化のためにも、ぜひやっていただきたいなと思う次第でございます。

次に、移ります。街路灯の問題でございます。おかげさまで川俣町の各町内にあった街路灯、譲渡して町で今度は管理してということになりました。これはいいことだなと私も思っております。

そんな中で、補助金もらって、鉄炮町あたりは新しく水銀灯になったようでございますが、将来に向かって、せっかくこれ中心市街地活性化基本計画できたんですから、そういうふうな中では一言も街路灯に対してはうたってないけども、やはりイルミネーションの失敗がありますから、川俣町は。街路灯くらい立派なのをつくってですね、ほかの町から来て、いやすばらしい街灯だなというようなことをひとつ町は考えていますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君）　街路灯のご質問でございますが、中心市街地の計画の項目にはございませんが、先ほど町長答弁しましたとおり、全６街路灯会のうち三つの街路灯会から町のほうに譲り受けを完了したということでございます。先ほど町長から答弁ございましたが、老朽化した水銀灯等につきましては、将来的にはＬＥＤ化をということで、規格を統一した整備に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鳴原利光君）　まあこれ、建設課ではやるんだか、私に言わせると、総合企画なんだから、企画あたりで企画しながら、将来にわたってすばらしい街路灯をつくるのかなと思って今質問したんですが、建設課長でも構いませんけども、まず町として、町が誇れるような街路灯、計画的に設置していただきたいと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、３番目のポケットパークと公衆用トイレですが、町にはポケットパークというのは１カ所だけですよね。それでよろしいんですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君）　ポケットパークについてのご質問でございますが、町で今現在ございますポケットパークにつきましては、ふれあいポケットパークとして、鶴沢京田地内、済生会病院の前のところの１カ所でございます。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鳴原利光君）　１カ所だということです。私もそれは確認しておりましたが、町内には公衆トイレも、町には１カ所しかありませんよね。旧町内ではね。そういうわけで、これから中心市街地活性化を計画しているわけですから、空き店舗等もございます、空き家等もございますので、町が計画的にやっぱりこのポケットパーク、公衆用トイレとか、設置すべきだと思うんですよ。

このアンケート調査にも、若い人のアンケート調査にも出ているわけですよ。町には子どもを育てる環境が悪いと。町に公園もないと。そういうことなもんですから、町としてはこれからどんなポケットパークの計画があるか、町長の答弁ではこれ広瀬川改修工事でやるんだって言っていますけども、それ以外にも計画があるんだかないんだか、ひとつ。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君）　質問にお答えします。

ポケットパークの数というか、整備の方針というか、でございますけども、中心市街地活性化基本計画、この中には盛り込まれてはおりません。事業の中で、復興公営住宅整備の中では、ポケットパークという文言が入っていますけども、実際には事業としてはポケットパーク等はございません。

ただし、活性化計画、この計画の中では、町内を周遊するコース等、町道整備等に絡めまして、計画もございますので、そういったこと等を含めまして総合的に、町道

整備等との整合性を図りながら総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鴫原利光君）　何だかいろんな課長が出てくるから、私もちょっと答弁に。中心市街地活性化基本計画は産業課のほうでやっているのは私もわかります。街灯のほうはこれ建設課だなんていろいろ出てくるんで、私もこんがらがっている。これ総体的に考えると、町の総合企画である企画財政課が答弁する問題だと思うんですが、そこにてんでんばらばらでやって、町これから大丈夫なんですか。これ、中心市街地活性化って何にも進まないと思うけど、その辺ちょっと再確認したいんですが。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君）　質問に答弁いたします。

この中心市街地活性化基本計画につきましては、各課にまたがる事業、各課から上がってきた事業、多々ございます。事業を執行していく、進めていく上で、その各課等との連携を図りながら、事業の進捗状況等については確認をしながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鴫原利光君）　産業課長の力強いお言葉でございますが、いろいろ計画が出ていますけれども、これは決して無理な問題ではないと思うんですよ。今、早急にやるべき問題なのかなと私は認識しております。

なぜかというと、川俣町は高齢化率が高いわけですから、皆さんは見てのとおり、日中だってみんな国保会計に面倒かけないように、自分の体は自分で守りましょうというような状況で町民の方はいるわけですから、こういうものですね、ベンチとか上屋とかね、ポケットパークとか公衆用トイレとかというのは、早急に私はやるべきだと思います。基本計画だって１０年間かかるわけでしょう、これね。１０年間のうちに６０歳の人も７０歳になりますし、退職した方も７０になるわけですから、早急に考えていただきたいなと思う次第でございます。

それでは、大きい数字の２番目に移らせていただきます。

代官所の跡ということでございますが、今、教育長から答弁をいただきました。まさしくそのとおりだと思うんですが、この代官所跡ですね、県内には塙の代官所と川俣の代官所しかありませんよね。全国的にも、最初は４４カ所しかなかった。その後陣屋になって、７７カ所くらいになったというような話を聞いております。

こういった建物を復元しろよなんてことは私は言いませんけども、これから町はどのようにしていくのか、保存するのか、具体的にお答え願いたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田　紀君）　ご答弁申し上げます。

ただいまの、今後の代官所跡の状況等をどのように町として考えているのかというご質問でございますが、ご承知のとおり、町には川俣町の文化財保護審議会というの

がございます。これは今後地域の文化財をどのように研究し、あるいは必要に応じて町民にその文化財の価値、状況等を把握しながら、町民の皆様方に情報を発信するというような役目を担っております。

県におきましては、町の要望を受けまして、今後どのような手順でどのような保存の方法があるか等の指導はいただけますが、現在のところ、町の教育委員会として、また文化財審議委員会として、これを今後どのような状況で保存していくかという審議までは至っておりません。その主な理由としては、県からの指導もありまして、これを保存するには遺跡等を含めた莫大な調査が必要でございます。また、これは町の所有地でございませんので、一部ございますが、他の名義の所有地でございますので、難しい部分もございます。

今後、審議会とともに、あるいは町の財政課とも相談しながら、具体的にどのような方向でこれを保存すべきか、あるいはこのまま現状のままにするのが適当であるのか、これは今後審議会等で研究をしてまいる考えでありますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鳴原利光君）　教育長のさきほどの答弁の中にも、これ川俣代官所跡、昭和５５年１１月３日に町教育委員会、川俣町文化審議委員会ですか、保護委員会ですか、その方が連名で、あそこに石碑がございますが、その翌年の５６年に川俣町教育委員会が川俣町の文化財として冊子をつくりましたよね。ということは、あの当時は、あそこにもとの工業試験場の建物が建っておりました。そんな関係で、もしこれがなくなったら何もなくなっちゃうべというようなことで、文化財審議委員の方が恐らく建てたんじゃないかというふうに私は認識しております。

たまたまこれ震災によってあそこの建物が解体されました。現在は更地になっております。教育長が言ったとおり、今、民間の土地だからなかなか大変だということですが、全国的にいろいろ私見ましたら、民地の土地というのは結構あるわけです。代官所跡でもね。そういうのは、やっぱりその自治体がしっかりして、将来その町の財産だということでやっているとこが結構ありますよね。

それで、あそこにはやっぱり歴史がありますよね。まず、工業試験場も分譲としてありまして、その後県の繊維工業試験場ということになって、昭和２年からやっていたわけですね。残念ながら４５年に県の改革によって、昭和４５年の１２月に廃止になって、そのままだといって、この前の震災で解体されたわけでございます。

なかなか、代官所跡なんていうのはなかなかつくるもんでもないですから、やはり民地であろうが公有地であろうが、民地だったらまずは公有地にして、やはり将来に残すべきだと思うんですが、その辺は考えておりますか。

○議長（黒沢敏雄君）　教育長。

○教育長（神田　紀君）　ご答弁申し上げます。

先ほど議員にご答弁申し上げましたとおり、私ども教育委員会として、川俣町においては歴史にもございますように、大変貴重な史跡というふうに理解をいたしており

ます。したがって、当然、町の重要な歴史のもととしてのそういう姿というのを今後やっぱり町民に十分知らせていく、そういう価値のあるものだと理解をいたしておりますので、今後、町当局、あるいはまた文化財保護審議会と十分に検討しながら、どのような形でこれを残せるものかどうかも含めまして、本当に前向きに検討をさせていただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鳴原利光君）　教育委員会は、文化財、史跡文化財を守るほうでありますので、なかなか整理、活用までになってくると、なかなか町のほうも介入してくると私は認識しております。

そういう中で、あの代官所を復元しろとは言いません。ただ、あの地をあのまま草だらけにしておくのかと。これは川俣町の恥だと思うんですよ。公民館の前にも文化財の案内板がありますよね。あのところにはちゃんと代官所跡とやって、中にはあそこに来た方も何回か私は見ております。代官所跡っていうのは何があるのかと思ったら、何もなかったと、草だらけでこうやって置くのかいなんて、よそから来た人に、私は何人かに言われました。

そんな中、あの代官所跡っていうのは、別に代官所があって、いろんなその中には歴史があるわけですよね。公民館の、くどいようですが、あそこの前にもですよ、飢饉の碑って書かってますよね。あの飢饉の碑ってどこにあるかわかりますか。わからないと思いますが、これは東円寺なんですよ。これは何にかと言ったら、凶作に遭って、当時の下役人が餓死者の冥福を祈ったという碑があの東円寺の山門の右側にあります。私小さいころから教えらっちますからわかっています。

そういうものもありますし、あとは、天下泰平の碑っていって、これは凶作のとき、多くの農民が飢餓に苦しむのを見て、下役人たる多久官蔵さんというのが、私これはわかりませんでした。これどこにあるのかと思ったら、仁井町の八坂神社にあるんですよ。そういうものもあります。

もう一点どこにありますかといいますと、塙の代官所にすばらしい代官さんがいたわけですね。そういう代官さんをよりどころにして、小手郷の方々が頭陀寺に碑をつくったという、こういう歴史があるわけですよ。

やっぱりこういうだけの歴史があるのに、民地だから、県の開発許可も確かに欲しいと思いますけども、できればやはりあそこは公園的にして、試掘になるか本堀になるかわかりませんけども、やはり町民の方が憩えるような場所にしてはどうかなと。これは教育委員会でもなかなか大変だと思いますが、町のほうだと私は思うんですよ。そういう考えはあるのか、いつまでたっても民地だとかああだとか、代官所跡は残るわけですから、その辺、町の考えはありますかね。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

ただいま、今教育委員会で教育長のほうが答弁いたしましたが、そのようなことで教育委員会とも連携をとってまいりたいと考えております。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鳴原利光君）　塙の代官所には、代官所では今、建物が建っているんですよ。１，６００坪あったそうです、当時は。ほとんど宅地になったと。住宅地になっています。１カ所にお地蔵さんを守っている人がいる、あるんですよ。代官所の中に。いろんな利用をしているところがあるんですよね。やっぱりみんなで保存しようと。

これ後から建てたもの、つい最近建てた建物でございます。その中にお地蔵さん置いて、毎月２４日にみんな集まって、地域の人が。何でかっつったら、この代官様、寺西代官という方は、やはり塙の町にかなりいろいろ、将来だといって公園をつくったり、いろいろやった方なんですね。その方が、さっき言った頭陀寺に碑があるっていうのは伊達郷の方がこういう代官様をよりどころにしたということで、碑があるわけです。

やはりこうやっていろいろ活用しているわけですから、町としても、私は建物を建てろとは言いませんよ。やはり中央公園もあるわけですから、それと併用しながら、やはりあそこを憩いの場にするとかという考えは、教育委員会ではちょっとあれだと思って、町当局として何か考えはありますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田　紀君）　ご答弁申し上げます。

私も川俣町の歴史等の編纂書を見てみますと、ただいま議員お話がございましたように、中央公園も含めまして、やはり、町民はもちろんでございますけれども、川俣町においでになったさまざまなお客様、観光客等も含めまして、それが一目瞭然とわかる案内板等は当然でありますけれども、散策路、あるいはどういう道順で何分ぐらいでそこに到着するのか、駐車場はどこにあるかなどという、総合的なパンフレット等を設置することは、私は非常に必要だというふうに考えておりました。

今後、先ほどご答弁申し上げましたとおり、生涯学習課とも十分協議しながら、議員ただいまご質問ございましたように、あそこを更地のまま、ある一部をお借りして、保存するのか、あるいは記念碑の脇に案内板を立てて、今後広くＰＲしていくのか、こういうのを含めまして、研究検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鳴原利光君）　町にはいろんな碑もございますよね。私はただ、あそこをただ公園的にしたらいいべと、ただ漠然と言っているわけではないです。去年の６月の広報紙にこれ、町長、忽那さんの出てましたよね。川俣精練のね。この方のいろいろこれ出ていましたけども、この川俣精練の碑も、今、屋内運動場の脇にありますけども、あのままあそこに置くのかね、町としては。

やはりそういうこと、総体的なことも考えながら、そういうものをできればそこに持ってきて、代官所跡、公園のとこさ持ってくれば、生きてくるんじゃないかと。御霊神社にある川俣銀行の碑も、きのう私、８月１日にお祭りで、町長と行っきあいました。もう石垣もがたがたですから、碑も。ああいうものをあのままにしていたら、

もう完全に崩落してしまいますよね。ああいうものをやっぱり歴史として残すべきではないかと思うんですが、そういうふうな考えは町としてないか。そして、せっかくこれだけの立派な川俣精練の、忽那惟次郎さんの広報紙を出しているわけですよね。

それで、私は何で言ったかというと、今年、大正天皇が川俣に行啓されたときに建てた碑ですよね。その大正天皇が、宮内庁で今回、一般公開、今、実録をやっています。たまたま私、宮内庁に知っている方がいましたので、７月に公文書館から資料をＣＤに焼いていただきました。川俣町史の中でも載ってないんですよね。どこから大正天皇が来て、どこからどうなったかというのはきてないわけですよ。川俣町史に載ってないです。何ぼ見ても。

それで、きめ細かく、これ私いただきまして、コピーしたのがございます。よかったら町長にやりますけども、この中には、必ず川俣に来たことは９月１２日だと。どこから来たかつったら、猪苗代の有栖川の別邸から電車で二本松に来て、二本松にも製糸会社ございましたから、あの安達高校の後ろにね、昔は機屋さんやって、私も何回も行きました。そこに回って、松川駅から人力車で川俣に来たというものがわかっております。

これ、東北行啓したやつですので、全部出ております。たまたまこれ私、川俣町の方で、私の家に感謝状みたいなのがあるんだと。それで私の家に休憩したんでないかっていっても、それを明かすやつは何もないわけですよ。それ何とかなんねえもんだべかといって、私たまたまお茶飲みしてたら、ああ、今大正天皇やっているんだねっていって、宮内庁から私これ、知人からいただきました。そしたら、やはり、泊まったところは書いてないんですね。行ったことは間違いないと。何時何分に川俣精練に来て、何時何分にどこさ行ったというのは書かってます。

そういう歴史もあるわけですから、やはり大切にそういうとこに保存するのが、私は、政をする行政ではないかと思うんですが、もう一度町長、そういう考えがあるかないか。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

昭和５５年に記念碑を建てたときもいろいろ議論されて行ったと思っております。多くの文化財審議委員会でもやって、議論して、それでできたものと思っておりますので、そういった経過も踏まえながら大切にしていきたいと思っておりますので、教育委員会のほうとも連携を密にして対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鴫原利光君）　前向きに町長がやるということなんですが、あと町が欲しかったら私これコピーしてやりますけども、きめ細かく書かっているんですよね。行啓したやつに対して。そしたら、この行啓に際しては、本来川俣町にはあんまり予定はなかったみたいですね。それが、神奈川県知事が要請して、川俣に行ってけろというようなことでございました。

その中には、今度お願いということで、旧霊山村から川俣町と富田村と、小島ですか、あと福田村の助役さんの連名で、これ宮内庁に出したというようなあれもあるようでございます。そういうふうに歴史もありますので、ぜひとも前向きに私は検討すべきだと思います。

それで、私も前の仕事柄、１月は文化財防火デーでございますので、川俣町文化財審議委員の方と毎年いろいろ文化財の防火に歩きました。当時の文化審議委員会の委員長だった大泉吉三さんに、私これ３部ほど写真いただきました。やはりこれだけの資材を自分で出しているわけです。私、町の町史を見るより、こっちのほうがうんと勉強になると思うんですよ。やはり、こういうふうに後世に残すんだぞということで、大泉さんも写真集作ったと思うんですよ。

やはり町もこれに応えながら、これからやるべきだと思うんですが、再度町長、力強いお言葉をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○議会事務局長（高橋清美君）　残り時間、あと５分です。

○町長（古川道郎君）　大泉吉三さんの話が出てきて、写真は私もいただいておりますけれども、文化財本当に熱心で、宇和島まで行って桜田玄蕃の研究をされたり、山家清兵衛との争い事についても、現場に行って話をしてきて、桜田玄蕃は悪者でないんだというようなことをやったり、本当に川俣町の町史の第一人者と思っております。

今、そういった方々がいなくなってしまいまして、今、鴫原議員お質しのように、そういった文化財を継承していくことについての、あるいは歴史を継承していくことの重要性については、私も同じ思いであります。

そんな意味では、今、お質しにありました大正天皇が来られた、これは本当に貴重なことだと思います。当時、川俣町が織物の一大産地でありましたから、その中では、製糸業の二本松まわったり、霊山とかも含めて会われたというような日程だと今報告を伺いましたけれども、当時の産業、川俣町の隆盛の状況を示した資料だと思っております。

ただ、町史にはそういったことは載っていないことがありますし、また、代官所についても町史に詳しく載っていないんですね。今ありましたが、塙とか高山、すばらしいものあります。ですが、代官所あったことは間違いないわけであります。代官所の任務や何かは当時のこの川俣町、必要だからあったんでありますから、治安の維持から、また産業の振興も含めていろいろあったと思います。

そういった意味では、いろいろとこれからも私も一緒になって勉強させてもらいながら、川俣町の伝統、文化、歴史を後世に伝えることについての対策を、教育委員会とも連携を密にして取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　４番。

○４番（鴫原利光君）　大正天皇が来たときに、明治４１年ですね、たまたま県立図書館のほうに、当時の行啓するときの提出した川俣町の精練の跡、絹布株式会社かい、そ

この写真が県立図書館にあります。東円寺から御霊神社、あの一帯の写真ありますので、やはり県はね、やはりこれだけ広くとっているんだなと、私感心いたしました。ぜひ町も、史跡文化は次の時代に引き継がなきゃならないですから、ひとつしっかりと、これからの対策ですか、保存のほうをよろしくお願いしたいと思います。

最後ですが、これで最後にしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒沢敏雄君）　答弁漏れがあるということで、企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　先ほどの答弁漏れについて答弁いたします。

町役場前の福島行き上りにございます停留所設置の上屋、椅子、これらにつきましては、昭和５６年に福島県のバス協会で設置をしたというふうに確認がとれましたので、答弁させていただきます。

○議長（黒沢敏雄君）　次に、６番議員　菅野清一君の登壇を求めます。６番。

○６番（菅野清一君）　６番　菅野清一であります。

私は本定例会に臨み、大きく２件、細部５件について町当局の姿勢を質すものであります。

あの原発事故により、強制避難によって生活の拠点を根こそぎ破壊され、人権無視の避難生活も４年半になりました。この間、除染という名の放射性物質の移染収集は進むものの、除染目標数値の年間被ばく線量１ミリシーベルトを完全に達成することもなく、あの大量の税金が投入され、あげくの果ては除染廃棄物の不法投棄や作業員による犯罪だけがふえる一方であります。

被害者への補償賠償も、加害者が一方的に賠償制度を決めるなど、我が国司法制度の原則から見ても本末転倒の制度がつくられ、ろくな賠償も進まない中、国は去る６月１２日、２０１７年までに居住制限区域と避難解除準備区域の合わせて５万５，０００人の強制避難解除の方針を打ち出しました。

避難地区では、除染も終わらず、その効果も目標には届かず、子どもから大人まで安心して生活できる状況ではありません。除染によって線量が下がったところで、もともとの自然環境放射線量には届くことはあり得ず、ましてやうず高く積まれた除染廃棄物の行き場はなく、一部の農地を除いては農業の再開どころか用水路整備も、生活インフラの整備、医療、介護などの具体的な生活が全く描けない状況での、避難解除の本当の狙いは何なのか、その真意を疑わざるを得ません。

無原則に原子力行政を進めてきた国は、相変わらず２０ミリシーベルト論を振りかざし、みずからが決めた年間被ばく線量１ミリシーベルトの法的責任を放棄し、事業者である東電やその株主を擁護する姿勢は、およそ民主国家とは言い難く、主権在民を行政の旨とする国家としては到底許されるものではありません。

このような中、福島県県民健康調査検討委員会は、先月３１日、新たな甲状腺がん患者の増加を発表しました。５月の発表より１１人ふえ、福島県内で合計１３８人の甲状腺がんの患者を確認しました。これでもまだ原発事故の影響とは考えにくいと言っている福島県は、まさに原子力村の下部組織なのか、ＩＡＥＡの下請機関かと思わざるを得ません。

そしてついに、茨城県北茨城市の子ども３人から小児甲状腺がんが、患者が見つかり、加えて、栃木県日光市の集団検診からは２１人の要精密検査の子どもが見つかりました。まさにこの福島県の健康管理検討委員会というのは、この組織そのものを検討する時期に来ていることは、まさに明白であります。これはまさに低線量被ばくの危険性を象徴しているものであり、国民の命より金もうけを優先する原子力村の大罪と、国や県のまさに愚かさと、無知・無能さを明らかに象徴したものと言えるのであります。

私はこのような観点から、次の大きく２件について当局の真意を問うものであります。

大きく１点目、山木屋地区の避難解除の時期の判断の基準とは一体何なのか。

細部１点目として、避難解除の前提となる除染廃棄物の撤去はいつから始まるのか。

細部２件目として、帰還後の具体的生活再建はあるのかないのか。

細部３件目として、避難解除後の宅地建物への、当然解除後は課税が想定されるわけですけど、具体的にはどのような状態になっているのか。

大きく二つ目として、避難区域と隣接する小綱木地区も含めた地区住民の補償賠償は、町としてはどのような支援をすると考えているのか。

細部１件目として、住民支援係の具体的な支援策はあるのか。

細部２件目として、自治体としては被害を受けた全町民の賠償を支援すべきではないか。

以上、質問とします。

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　ここで休憩いたします。再開は午後２時１０分といたします。

（午後１時５３分）

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。　（午後２時１０分）

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　菅野清一君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　６番　菅野清一議員のご質問に答弁いたします。

初めに、山木屋地区の避難解除時期の判断の基準は何かの（１）、除染廃棄物の撤去はいつからかについてのご質問でありますが、環境省からは、中間貯蔵施設の整備が完了し、当該施設への搬入が開始されても、全ての土壌等を一度に搬入することは困難と考えられ、この先数年にわたって仮置き場での保管の継続をお願いせざるを得ない、そして、具体的な搬出時期についても、現時点では示すのが困難ということを聞いております。

環境省では、施設の整備状況等について随時公表し、関係者に見通しを示すとしておりますが、町といたしましても、できる限り早期に施設へ搬入できるよう、引き続き国に強く求めてまいります。

次に、（２）帰還後の具体的生活再建策はあるのかについてのご質問でございますが、町では、まずは帰還に向け、住宅の修繕に係る業者とのマッチング支援を初め、井戸の掘削、復興拠点による商業施設の整備、役場出張所及び診療所の再開、公共交通等による移動手段の確保など、生活に密着した支援を加速してまいりたいと考えます。

また、帰還後におきましては、復興拠点の一層の整備推進や営農・事業再開に向けた支援に加え、心のケアやコミュニティの再生など、避難生活の長期化により生じたさまざまな課題に総合的に対応してまいります。さらに、高齢者世帯が増加すると見込まれることから、巡回訪問による見守り体制の強化など、住民の皆様が安心して生活できるよう努めてまいる考えであります。

生活再建に向けた生業の確保につきましては、羽田産業団地への立地企業が決定し、新たな雇用が創出されたほか、来年３月の完成に向け造成工事に取り組んでいる西部工業団地においては、企業誘致を強力に進め、雇用創出に努めるとともに、山木屋地区へも企業誘致できるよう、各方面に積極的に働きかけております。また、山木屋地区の既存企業につきましても、通勤操業や事業再開を可能な限り支援させていただき、雇用の確保につなげてまいりたいと考えております。

山木屋地区は、本町の農作物の一大産地であります。葉たばこ、花卉、畜産などがその例とされるように、冷涼な気候を生かした作物が自慢の地でございます。山木屋地区の農業の復活につなげていくためにも、水稲を初め、小菊、そば、リンドウなどの実証作付事業を積極的に進めるとともに、通い農業支援や有害鳥獣被害対策を講ずるなど、山木屋地区の営農再開に向けた取り組みを推進し、生業の確保に努めてまいる考えであります。

一方、国では、生業や生活の再建支援に関して、本年６月に閣議決定された原子力災害からの福島復興の加速に向けての中で、事業の再建、住民の方々の働く場所や生計を立てる手段を確保するための生業の再建、帰還後の生活の再構築に向けて、避難指示解除のさらなる進展が見込まれ、住民の方々の帰還に向けた環境整備の必要性が強まる平成２７年度、２８年度の２年間において、特に集中的に自立支援施策を展開するとの方針を示しておりまして、この方針を踏まえ、先般、国、県、民間による官民合同チームが設置されたところであります。

この官民合同チームにつきましては、農業など一次産業を含む事業者の方々へ個別訪問等を行うことにより、事業再開に関する要望や意向を把握し、その上で、再建計画の策定や支援策の紹介など、専門家を活用した訪問・相談型の支援を実施いたします。また、地域農業の再生に向け、農業者の意向把握や地域農業の将来像の策定、及びその実現に向けた取り組みについても支援を行うこととしており、国では、その結果を踏まえ、今後の支援体制のあり方や自立支援施策の拡充について検討していくこととしております。

町といたしましても、山木屋地区の皆様の生活再建に向け、官民合同チームとも連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいる考えであります。

次に、（３）避難解除後の宅地・建物・農地への課税はについてのご質問でございますが、原子力発電所の事故に関して、避難指示等が行われた区域内の農地を含む土地や家屋に係る固定資産税の課税につきましては、地方税法本法附則第５５条に免除規定があり、現在、山木屋地区の土地及び家屋については、同条第１項及び第２項の規定に基づき、区域を指定・公示し、全額が免除されております。

避難指示の解除後におきましては、避難指示解除した日以降の最初の１月１日の翌年度である減額課税初年度については、同条第３項及び第４項の規定により、区域を指定・公示して、２分の１に相当する額を減額して課税することとなります。

また、その翌年度の減額課税第２年度については同条第５項及び第６項の規定により、さらに、減額課税第３年度については同条第７項及び第８項の規定により、同様に、２分の１に相当する額を減額して課税することとなります。

したがいまして、農地を含む土地及び家屋の課税につきましては、避難指示解除した日以降の最初の１月１日の翌年度から３年間については２分の１の減額課税となり、４年目からは減額されず、全額が課税となります。

次に、２点目、避難区域と隣接する地区住民の補償賠償はどう支援するのかの（１）、住民支援係の具体的な支援策はあるのかについてのご質問でありますが、原子力損害賠償につきましては、これまで繰り返し国や東京電力に対して、損害賠償の完全実施や、被害者の視点に立った親身・迅速な賠償等を行うよう求めており、避難区域以外の賠償についても損害の範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った十分な賠償を最後まで確実に行うとともに、個別具体的な事情による損害についても真摯に対応するよう求めております。

また、東京電力への損害賠償請求の手続においては、被災者への速やかな救済や賠償が円滑かつ適切に進められるよう、損害賠償に係る情報の提供や相談窓口の設置等が必要であると考えております。

このため、町では平成２５年１１月から、県弁護士会所属の弁護士による原子力損害賠償に係る相談会を定期的に開催してきたところであり、加えて、損害賠償紛争解決センターへの手続等に関する相談の受け付けを行うなど、引き続き町民の皆様に寄り添った支援を実施してまいる考えであります。

次に、（２）被害を受けた自治体として全町民の賠償を支援すべきではについてのご質問ですが、町では、平成２３年度において、全ての町民の皆様へ１人当たり１万円のお見舞い金をお渡しさせていただいたところでありますが、全町民を対象とした自主的避難等に係る賠償につきましては、平成２４年８月以降実施されていない状況であります。

町といたしましては、避難区域以外の賠償についても、被害の実態に見合った十分な賠償が最後まで確実に行われるべきと認識しており、今年５月には自民党復興加速化本部長に対し、また、６月には復興大臣及び経済産業大臣に対して、全ての損害が確実かつ迅速に賠償されるよう強く求めてまいりました。

また、６月に開催された福島県原子力損害対策協議会の全体会議においても、改め

て被害を受けた全ての方に対し、しっかりと賠償を行うとともに、特に、風評被害が続く中で、営業損害についても、損害が続く限り最後まで賠償を継続すべきと訴えたところであります。

町といたしましては、今後とも機会あるごとに、県や関係する市町村とも連携しながら、国や東京電力に対し求めていくとともに、損害賠償紛争解決センターへの手続等に関する相談の受け付けや、定期的に弁護士による相談会・説明会を実施するなど、支援に取り組んでまいる考えであります。

以上で、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君）　６番。

○６番（菅野清一君）　今るる答弁あったわけですけど、この避難解除に入る前提条件ということでいろいろ並べた中では、これは確かに共通の認識なんですね。我々も町もそうなんですね、これ。数年にわたって仮置き場の保管をお願いせざるを得ない。ということは、除染廃棄物、いわゆる７５万袋といわれる、山木屋地区だけで。合わせて約９０万袋ですね、川俣町全体で。それを今すぐ運ばないという認識は、これ町長もわかっているし、この生活インフラも含めて、井戸掘りだ、５９項目だ、これほとんど進んでないってことも、これはこの文章、回答としては、認識は一緒だと思うんですよね。

さて、そのことを前提で考えるなら、まず午前中の同僚議員の質問の中で、来年３月避難解除の話、また一方では、２８年３月まではその道筋をつけたいということでの議論の中で、来年３月解除はしないというような答弁だったと思うんで、これ確認して間違いないですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　来年３月の解除を目標と申し上げておりまして、決定はまだいたしておりません。

○議長（黒沢敏雄君）　６番。

○６番（菅野清一君）　町長、これ午前中、二枚舌の話が、その後、三枚舌になりますよ。後でまた四枚舌になったら困るんで確認しておくけど、来年３月解除は目指さないということですよね。道筋の話はありましたけど。そうじゃないとこれ議論できないですよ。先ほど公言しているんですから。

来年３月解除はやらないということですよね。４月にやると言ったら、五枚舌になりますからね。３月やらないけど、どっかの町みたいに、８月やらないといったら９月５日からやるなんて、１カ月だけ延ばした町ありますけど。そういう三枚舌、四枚舌を使っちゃいかんですよ。二枚まではとりあえず許しておきますから、とりあえず来年３月までに道筋をつけたいという、それは道筋だろうと何だろうとつけてもらって構わないですよ。

だって、法律的に、原子力災害特措法の１５条も２５条も私全部読みましたけど、１６条も。川俣町長に避難解除の権限は与えてないんですよ、安倍晋三君は。本部長、安倍晋三君ですから。ご存じですよね、どこの方だか。古川道郎君にはその権限はな

いんですよ。残念ながら。どう頑張ったって。町長として個人的にいろいろ言うのは構わないですけど、ただ行政長の意見として、来年３月解除とかって話になると、先ほどもありましたけど、議会にも住民にも直接何の説明も何もしてないわけですから、これ国と約束したっていうなら、今の安保法制化の防衛省みたいな話になりますよ。決まってもない約束した話。

だから、来年３月解除はとりあえずしないっていうことで午前中の答弁だったと思うんですけど、確認しておきます。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　避難指示の解除は、これは総理大臣が決めることでありますから、私のほうで決定をするまでにはいかないのが事実でありますし、そのようなことであります。

私、先ほど２番議員の質問にも答弁しておりますけれども、この根拠は何かと言われたときに、２５年度の区域再編のときの道筋をつける話をいたしました。道筋はつけていきたい、いく考えでおります。ですが、決定までは至っておりません。決定するに当たりましては、今のインフラ整備も含めたそれぞれの課題がたくさんあるわけでありますから、そういったものの進捗状況をしっかりに、そしてそれを住民の皆さんとも十分に話をし、その上で国のほうとの協議を含めて、解除になるものと思っております。

しかし、その決定も、これは国がするわけでありますから、私が決定するということではないんでありますので、２８年３月に解除をするということを決定などはしておりません。

○議長（黒沢敏雄君）　６番。

○６番（菅野清一君）　そういうふうに言うと、二枚半舌って言われるんだよ。三枚まで行ってないから言うんだけど。いいですか、先ほど同僚議員に答弁したのもそうですけど、いいですか。山木屋地区の皆様、町議会、国、県との十分な協議会だよ。あなたは国の役人じゃないでしょう。ましてや県の役人でも、隣は県の役人だったそうですけど。いいですか、住民と住民の代表機関である議会と相談してしか決められない。なぜなら、憲法９３条には、ちゃんと自治機関として議会と書いてあるんですよ。首長のことはどこにも書いてないんですよ、我が国憲法においては。

したがって、その決定によって、憲法９４条で自主立法権、自主行政権、財政権でやっていいとしか書いてないんでしょう。いくら町長、法学部出たって、そういう解釈できないですよ。

したがって、国、県と協議するなんていう話、次元の違う話なんですよ。まずは住民と住民の代表機関である議会と協議をして、決めるっていうのが大原則であるんですけど。それは間違いないですか。間違いなんですか。川俣町は法治国家の普通地方公共団体でしょう。地方自治法第１条に何て書いてあるかわかりますよね。役場の職員は第３０条に何て書いてあるかわかりますよね。国家公務員は国家公務員法８９条で決まってっぺし。何を前提にして戻せるかと。それ確認します。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　避難指示の解除につきましては、国のほうで正式に決めるわけであります。先ほども答弁しておりますけれども、国のほうにも要望などを出しておりますから、そういったこともしっかりと見きわめ、議会、また住民の皆さん方と十分協議した上で、その考え方をまとめていくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　６番。

○６番（菅野清一君）　とりあえず二枚にしておいてね、二枚半ではまずいからね、舌は。で、とりあえず午前中の確認では、道筋はつけたい。それは区域見直しのときの、多分６月２６日だかの議会、体育館の後ろのところでやったのを覚えていますけど、私も。７月にあの１２項目を出したわけですよね。その道筋っていうのはよくわかりますよ、それはそれで。だって、何も進んでないんですから。

それは細かいことは後で言いますけど、そうすると、この道筋をつけていきたいっていう、この道筋はどこでできないかといったら、行政側でできないんですよ、これ。議会の側から問題があってできないんでなくて、あなた方のほうで問題があって、道筋ができていないんですよ。１２項目のわかりますけど。

例えば、ことしの当初予算でとった、井戸掘りだってまだ発注してない。今回４億７，８００万ですよね。合わせて井戸掘りだけで約７億ですよ。１戸平均３４６万でしたっけ。住宅を建ててんじゃないですよ。恐らくそれも繰越明許になるだろうというのが、大体の議員の大方の胸のうちですよ。恐らくできないだろうと。そういうことやっているから、決算不認定になるんですよ。最初から不認定になるやつを出してきているわけですから、あなた方。

いいですか。道筋をつけるんであれば、我が行政の中の道筋をちゃんとつけてくださいよ。で、避難解除がいいかなんてことは住民側が判断しますから。国に要望した、要望したって言うけど、国は今回はいみじくも加害者なんですよ。法律制度上。東電だけじゃなくて、原子力を進めてきた加害者だから、復興庁だろうと環境省だろうと来るわけでしょう。川俣町は加害者ですか。被害者ですよね。被害者が加害者にお願いしてどうするんですか。まずその姿勢がまず基本的にはなってない。根本的に。

だから、町長ね、立ち位置がわかってないんですよ。国と仲よくしたら予算もらえっと思ったら大間違いですよ、そういう単純な議論じゃないですよ。我々は憲法２９条で言う財産権を全て奪われたのと同じなんですから、現実。ちゃんと書いているでしょう、財産権、これは侵してはならないと。

それ以上言うつもりはありませんけど。だから、現実にはそういうことなんで、避難解除するかしないかなんつうのは避難者の意向を酌んで、行政長のあなたがちゃんとまとめてやればいいだけの話であって、確かに制度上は国の機関にありますけど、じゃあ国はなぜこれだけ急いで帰還をするかといったら、賠償金を払いたくないだけですよ。賠償金の実態って、ご存じですか。何兆円を用意して何兆円を払っています。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　原子力発電所災害の賠償について、私の手元のほうで何兆円支払っているかについては、手持ちの資料がございません。

○議長（黒沢敏雄君）　６番。

○６番（菅野清一君）　それでどうやって道筋をつけるんですか。国は９兆円を用意しましたよね。実際は６兆３，０００億円ですよ。そのうちの半分は、３兆円ちょっとですよ、個人賠償は。あとの３兆円は企業とか自治体ですよ。個人賠償は３兆２，４００億円しか払ってないですよ、まだ。そのあとの経過は調べてないですからわからないですけど。実際は９兆円を用意して、支援機構に用意してある金の３分の１しか払ってないじゃないですか、現実は。

だから、わからない人がどうやって道筋を決めるんですか、現実に。常識でしょう、そんなことは。だから、そういうのをちゃんと、だって、賠償は文部科学省の中につくったわけですから。実際はその賠償を決めているのはどこかといったら資源エネルギー庁じゃないですか。国としょっちゅう会うんですから、そのくらい確認してくださいよ。お茶を出して世間話しているばっかりが能じゃないんだから。

まずそのこと確認してもらいたいということと、あと、いわゆる道筋の話ですけど、基本的には、私は６月の議会でも質問したんですが、避難解除するかどうかの前提として区域見直しがあったじゃないですか。川俣町はその調整で１年おくれてやりましたけど、あの１２項目をきちんと守られてないんですよね。

だから、午前中も出たけど、５９項目の事業の中で、４項目だ、６項目だといったって、合わせたって１０項目ですよ。ほとんど進んでないわけですよ、現実には。だから、テレビ、新聞で川俣町山木屋地区は来年３月解除だ、今言われているのは、こととしやられているのは、９月５日に、きのう、おとい、楢葉町が排除されました。次は葛尾村って言われています。次に山木屋という順番まで町長が、頼んだのかどうかわからないですけど、そう言われていますよね。議会では初めて聞いたんですよ。仮設とか避難所に行ったらば、３月解除になんのかいって。私は聞いていませんよ、そんなことは。

まずその３月解除論っていうのはどこから出ているんですか。誰がプレスに発表したんですか、町としては。何月何日に発表したんですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

何回も申し上げておりますけれども、２５年の区域見直しの際に、じゃあいつごろになるんだと、解除についてはという話で、私は２７年度中に道筋をつけたいという話を申し上げました。２７年度は２８年３月まで入るのかということで、２７年度ですから２８年の３月まで入るという話を申し上げてきました。

そこから、その解除というようなことが、今、考えますと、先ほど来答弁しておりまして、考えますとそのようなことになったのかなと判断しております。

○議長（黒沢敏雄君）　６番。

○６番（菅野清一君）　だから、２年前ですよね。要するに、区域見直し、区域再編ね。

あのときだってそうですよ。

例えば、前から出ている井戸掘りの話ね。あとは、やむを得ず帰れない人も、帰る人も、両方支援しますと言ったんだよ。でも実際は何の支援もしてないじゃないですか、現実は。全部国任せ、県任せ。現実はそういうことですよ。で、町長はたまにしか山木屋に行かねえんだか、夜行くと見えねえから、あの田んぼ、畑、１１３町歩にフレコンバッグの山がありますよね。現在何袋だかわかりますか。約４０万袋ですよね。総体的には７５万袋出ると。実際はもっと出るらしいですけど。全部１トン入っているかどうかは別にして、トンバッグで計算すれば７５万トンですよ、単純に。それを福島県内全部合わすと２，２００万トン出るわけですよ。可燃物３分の１にしたって、１，８００だか１，６００トンが中間貯蔵所と言われるとこに行くことになっているわけでしょ。そのことの不安がまず一番最初にありますよね、山木屋の人にとって。で、ことし５月に、山木屋のＡＤＲの裁判のグループから要望書が出ましたね。その内容は何ですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　４月ですね。避難区域の解除に当たっては、除染の文字どおり、除染廃棄物、フレコンバッグを全て撤去してから解除の協議に入ること。避難区域の解除に当たっては、一昨年８月の区域見直しの１２項目を厳守し、地区住民の合意を得ることということでの要望をいただいております。

○議長（黒沢敏雄君）　６番。

○６番（菅野清一君）　ということは、町長どのくらい把握してっかわかりませんけど、今、山木屋地区ＡＤＲ裁判の手続というのは大体１１０世帯。一部法人も入りますけど。で、裁判が８０世帯、これ、ＡＤＲも入ってますけどね。合わせて１９０世帯ということは、３４０世帯のうち２００世帯のとこがもう法的手段を訴えてるってことですよ。なぜ訴えてるかって。行政が当てにならないからですよ、みんな。国も含めて。その認識はありますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

山木屋の皆さん方が避難を強いられている状況については、先ほど答弁申し上げましたけれども、本当にもう４年、５年目になってしまっているということを考えると、本当に心が痛む思いでありますし、それに私は、その山木屋の実態というものを心にとめながら、毎日の仕事に取り組んでいる状況でございます。

今お質しの賠償等もございます。これについても、賠償問題も当初の国のほうの財物賠償、あるいはまた精神的賠償も提案ありましたけれども、示されましたけれども、その後は、闘いといいますか、要望活動を続ける中で、前よりは私は前に進んだものと思って見ております。

しかし、それでも現状には合わないという中で、それぞれＡＤＲなり、裁判を提起されるという方々がいるということも私も議員からもお聞きしている状況であります。そんな中にあって、私も、除染、あるいはまた賠償問題、これは帰還に向けての大事

なことでありますから、町としましては、それぞれの財物賠償なり、住宅の確保、損害なり、精神的賠償なりには、あるいはまた営業損害等についても、皆さんの声をしっかりと聞いて、国のほうに要望してまいっていることもご理解をいただきたいと思います。

足りない、あるいはまたこんなことがあるということについては、それぞれの個別の対応の中で、やられているものと思っておりますので、私といたしましては、そういった生活再建に向けて、再開に向けての必要なものについて、また、この避難させられている中での必要なものについて、これから戻ってからの事業再開に向けて、いろんな面での、この元は、賠償問題等が必ずかかわってくるわけでありますので、そういったことについてもしっかりと受けとめながら、これからの今の山木屋の避難対策に当たっていることもご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　６番。

○６番（菅野清一君）　町長ね、心痛めてるかもしれない、心痛めてるって話なんだけどね、皆ボランティアでやっているんですよ。仮設の人も含めて、借り上げの人も弁護士を送り迎えしたり、書類を出したり。住民は体痛めてるんですよ。心だけじゃなくて。

ところが町は、福島県の弁護士会からわけわかんない弁護士とかつらつらとして、実際そこの審議、してないじゃないですか。山木屋地区、大きく四つに分かれています。飯舘に入って裁判やっている人。これは向こうの弁護団です、東京の弁護団です。一部水境は、これは飯舘村の弁護団に入ってます。あと、裁判のとこは東京の弁護士が入ってます。ＡＤＲはＡＤＲでまた東京の弁護士入ってます。それでなおかつ福島県の弁護士会が入ってるわけでしょう。相談会をやったからって、前に進むんですか。個別具体的に、ちゃんと、答弁書に書いてる。個別具体的であれば、もう少し積極的な対応策を私はとるべきだと思うんですよ。じゃあ、その弁護士からどういう相談内容かちゃんと把握してますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。

把握をしております。

○６番（菅野清一君）　その内容は何ですか。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　今、手元にはございません。

○議長（黒沢敏雄君）　６番。

○６番（菅野清一君）　だからね、対策課で対応したって、町長なり総務課長がわかんないんでは、どうやって取りまとめするんですか。じゃあ、かつて、毎週今定例閣議やってますよね、月曜日、課長会議。そこで、そういう話が出たことありますか。ないですよね、多分。あれば、もうちょっと別な対応するんですから。だから、ここでもたしか意向調査とかって出てますけど、意向調査３回やったって、アンケート調査した内容は業者に丸投げして、ほんで戻ってきて、ぺらっと開いて、また積んでおくわけですよね。担当課、誰も読んでないわけですよ。

つまり、人ごとなんだよね。だから、住民の要求とかけ離れた政策ばっかり出てくるわけですよ、これ、国も含めて。国がこんだけでたらめなんですから、今。とにかく金払いたくなくて、帰れ、帰れっていうだけですから、国は。賠償金を支給したいだけですから。

そうしたら、町は、実際、町民と一番かかわっているのは、地方自治体なんですから。なぜその立場に立てないんですか。そうすれば、３月解除だ、４月解除だなんてふざけた話は出てこないんですよ、おのずと。あなた方の口からは、間違ったって。だって、何にも進んでないんだから、この１２項目だって。５９項目だって、４項目だ、６項目でしょう。話半分にしたって、３０ぐらいあるんですよ。５９あるんですから。もっと、わかりやすく言えば、いいですか、これ、あなた方一生懸命振りかざしてね、当時１３１億円だったのが、１２億円になりました、これ、山木屋地区の復興協定ね、これ。カラー刷りのね。これ、どこにできたんですか。通常のノーマルな神経の持ち主だったら、これをできて、ここにはこういうものが入って、こういうふうに利用できます。それを全部示して、じゃあ安心だから、とりあえずここまでのことができましたんで、じゃあ解除してもいいですかと言うんならば、大人の話としてわかるんですよ。風呂敷だけいっぱい広げられてですよ、そのまま持ち帰ってしまうんだから、何にもないわけですよ、現実には。そこに帰れと言われた、解除と言われた人たちは、どういう思いをするんですか。町長。だから、二枚舌、三枚舌と言われるんですよ、これ。

例えば、これだけど、診療所、国保でやるからそんなんこれでやってもできますよね。じゃあ、診療所にどこの医者が来るんですか。週何日やるんですか。何にも示されてないんですよ、現実は。

例えば、これ、一つだってそうですよ。１２億円かかる。１２億円だろうと１２兆円だろうと、つくればいいですよ。いや、つくりたいって言ったんだから。最初は１３１億円だったんですか。何で１０分の１に減ったんですか、これも。これも、絵だけ見せられてですよ、説明会やって、しかもごり押しして、無理やり。で、わけのわかんねえ合同会社つくって、メガソーラーつくってですよ。電気は発電したけど、これ、できないじゃないですか。どこに電気を送るんですか。

そういう状況の中でですよ、避難解除の話だけがひとり歩きするわけですよね。そうしたら、まともな人は、ああ川俣町は信用できると思いますか。冷静に考えて。普通だったらですよ、これ言ったけど何もできませんと。だから、避難解除の話はありますけどあれはもう取り消しますから、大変申しわけありませんでしたと、住民説明会をやるべきですよ、これは。まさにこれは、人権蹂躙以外の何物でもありません。憲法１３条、２５条、２９条、全てにおいてそうですよ。川俣町は法治国家なんだから。コンプライアンス、コンプライアンスっていうんですから、そこはやっぱりきちんとやるべきですよ。しかも解除した後は、３年間の経過措置２分の１で課税されるって言うんですよ。ところが、賠償は、固定資産税の１．４３倍というんですよ。こういうふざけた制度が、今の能なし政府のやり方なんですよ、住民に対する。徹底的

に私は抗議してもらいたいと思いますよ。ふざけるなと言いたくなりますよ。だから、みんなせつなくなって、弁護士にでも頼むしかないんですよ、現実は。町長、その認識はちゃんと改めてもらわないと困りますよ。

だから、道筋がどうのこうのじゃなくて、まず住民の生活の実態に寄り添って、その人たち一人一人がどういう生活再建できるのかを、具体論としてちゃんと提示してください。それをやってから、解除の話でも何でもしてくださいよ。それができないんなら、役場自体、解除しろよ。はい、答弁。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

まず、弁護士会の相談事項でありますけれども、これについては、それぞれ３件あるいは５件、多いときは６件くらいの相談がございます。それらは我々のほうにも文書が回ってきておりますので、見ております。そういったことについては、内容がどうだと言われれば、今ここで答弁するわけにはいきませんけれども、その件数等も含めて、私どもも把握をしておりますので、弁護士会にただ頼むというんじゃなくて、我々もその結果がどうなのかも含めて見させてもらっておりますので、一つ、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

また、この道筋なんでありますけれども、とにかくいろんな事業で、今議員お質しのとおり、おくれる一方であります、何かにつけても。除染を含めてですね。そういったことから考えれば、平成２５年のときに道筋をつけるということを言ってきたことは、とにかくそういうことで進めていかないと、全ておくれおくれになってしまいます。

そういった意味では、国のほうにも強く強く働きかけをしているところでございまして、今お質しの復興施設についてもそのとおりであります。これらにもう、既に取り組んで３年になるわけでありますから、これもおくれがちでありますので、何としてもこれも加速化を図っていきたい。

診療所については、今お医者さんとの協議も進めておりまして、最終的には固まっておりませんが、具体的に県の医療の関係の窓口とも一緒になって、このお医者さんの確保については動いており、具体的に先生の当ても出てきたんでありますが、ただ最終的にはまだ決まっていないのが現状でありますが、そのような動きにあることもご理解をいただきたいと思います。

また、今住民の実態に寄り添ってということについてのことはそのとおりでありますので、皆さん方のいろんな要望は十分にそれは我々も受け、それを反映した形での避難解除に向けていくのは当たり前でありますので、そういう姿勢で取り組んでまいる考えであります。

○議長（黒沢敏雄君）　６番。

○６番（菅野清一君）　だからね、こう、いろいろね、この、寄り添うとかなんとかと言うんだけど、実際見てないんだと思うんだよね。

例えば、あなたの大好きなこの近畿大学ね。関西電力から金をもらっている大学だ

そうですが、私、幾らもらっているかわかりませんけどね。ここのいわゆる原子力村と言われている人たち６人選びましたよね、これ、検証委員会。その中でさえですよ、日常生活のこと、ちゃんと書いてあるじゃないですか。特に、里山の有効利用のため、山林域における効果は十分考慮する必要があるとか、日常的にうちとうちの周りだけいるわけじゃないんですから。だから、例えば、医療福祉、住宅関連、住民の意向・要望を十分に聞き取り、計画的に再開整備を進める必要があると。

つまり、このですよ、０．５３で大丈夫だと言った連中でさえ、書いているんですよ。平均０．５３ということはどういうことだかわかりますか。８，７６０時間掛けると、放射線管理区域に近いんですよ、数字は。だから、２０ミリシーベルトなんかを認めたらば、こういうことになるんです。だから、茨城県で３，５６０人から検査したら、３人の甲状腺がんが出たじゃないですか。日光だって、２１人の要検査が出てるんですよ、現実には。ＩＣＲＰって、どういう組織だかご存じですか、あなた。１９５０年にできた組織ですよ。第１委員会と第２委員会あって、内部検査の第２委員会、途中でやめたんですよ。原子力思想を進めらんねくなるからって。そこの数字を持ち出して、どうするんですか。

だから、町長はいつもね、コンプライアンス、コンプライアンスと言うんだけど、コンプライアンスっていうのは法令遵守なのね。何度も言いたくねえから説明しますけど、１ミリシーベルトの根拠ってのは、法律で決まってるんですよ。原子力基本法の第２０条。放射線同位に関する放射線防止に関する法律の第１９条。原子炉等規制法。それ以外ないんですよ。これは国が決めた法律ですよ。国が決めた法律、つまり立法府で決めた法の行政府が守らないから、みんな司法の場に行っているわけですよ。弁護士頼りに。それだって大変ですよ、今。ましてや、今、再来年３月解除の話をしたら、ＡＤＲもどこも何かも示し始まったじゃないですか。文科省につくったんだから当たり前ですよ。そういうことの突破口も含めて、やっぱり行政は支援しなきゃいけないですよ。何でかってったら、地方自治法第１条に住民の福祉の増進を主たる目的と、ちゃんと書いてあるんだから、地方地自体の役目は。川俣町は東京電力の支援室なんてどこにも書いてないですよ、法律上。なぜなら、町民の税金で成り立ってるからですよ。そこの根本に立てば、たとえ口が滑っても、今の現状を考えたときに、来年３月だとか再来年３月解除だとか、口が裂けても、ノーマルな神経の持ち主は言えないはずですよ。法律と常識の認識のあるものはですよ。アブノーマルの人は別だよ。世の中に５％のそういう人、いますからね。そこの認識で考えるならば、まず、その来年３月解除の話は、まあ午前中やらないって言ったんで、これはやらないんでしょう。もし、やると、じゃあ３月やらないけど４月やるなんて言ったら、これ、とんでもない話です。詐欺以外の何物でもないし、しかも、公の機関で言っているわけですから。でも、その３月解除とか何かの前に、まず住民がきちんと生活できるような場をまずつくることが、まず大前提です。

そこで、具体例でお尋ねします。井戸掘りね、３月予算が通りました、３月議会で。今回、４億７，０００万円入ってますね。前回と合わすと約７億円ですよ。何で１個

３４８万円もかかるんですか、３４６万、井戸掘り。それで、井戸掘削が進まない根本の原因とは何なんですか。業者がやらないって言ってるんですか。町が発注しないんですか。町長がとめてるんですか。

いいですか。もう９月ですよ。あのころ田植えしたやつがもう間もなく稲刈りなんですよ。稲刈りなんて、これ、水要らねえんだ。避難解除してから井戸掘んのかい。井戸掘るってのは、単に生活の分だけじゃなくて、今生活するのにごみ出しってありますよね。これも今できない状態なんですよ、みんな。わかりますか。水も使えねえんだから。あと一方では家屋の解体をやって、来年４月ったら４月の予定入れたこと、急に今度９月から始まりますなんて。そういう思いつきはやめてもらいたいんですよね。それぞれみんな準備があって、家屋解体するにはその中に物が入っているんですからね。犬小屋でも持ってくるんじゃねえんだから。そこをきちんとまずやってもらわないと困りますよ。なぜそんな、急になったんですか。みんな来年４月以降って言ってたから、４月以降と思ってますよ。実際来年になっかわかりませんけど。役場の仕事ですから。大体予算とったら次の年に仕事をするんですから。今までの実態がそうでしょう。まともにやったことないでしょう。

まともにやったことは、区域見直しだの、町長がみんな説明して、わあっと、頼むからって、帰っちゃっただけですから。前２００人、後ろ２００人で、山木屋の人みんなおとなしい人ばっかりで、そんな目の前でしゃべる人いねえんだから、あんまり。そこで、無理やり納得させるわけじゃないですか。区域見直しだって。実態わかるでしょう、出た人は。こういう欺瞞とでたらめでやってきたのが、今までの避難者に対する姿勢ですよ、残念ながら。一生懸命やった。寄り添った。心痛いとかって。山木屋の人は、もっと、頭痛いですよ。

じゃあ、具体的には、例えば井戸掘り一つ見ても、９月に発注して１１月に終わるんですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　答弁いたします。

当初予算で予定しておりました４６本につきましては、来年１月に完了する予定で発注をいたします。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君）　６番。

○６番（菅野清一君）　ということは、３月議会でとった予算が１月ってことは、まあ、１月、業者がびっちりそろったけど、そう簡単にいかないから、もうそれは３月までかかるでしょう。

そうすると、今、今回補正予算で入っている分を入れたって、来年の３月になんか終わるわけないですよね。そうすると、町長、一応修正なり撤回なりしたんだと思うんですよね、その３月の話は。そうしたら、あの予定でいけばですよ、まあ、能なし政府は恐らく３月解除でくると思いますよ。とにかくあんだけでたらめな政府は見たことないです、私も。６０年生きてて。

そうしたら、いいですか、どういうことが起きるかというと、解除した後に全てのものがおくれて動くんですよ。井戸も掘れない。災害公営住宅も、来年できるんだか実際わかんないじゃないですか、やってみなきゃ。集会所一つとったって来年できないってのは、はっきりしてるわけじゃないですか。しかも仮設も、災害公営住宅だけの集会所じゃなくて、あの地区全域の集会所でしょう。それもどういう定義だかもはっきりしてない。じゃあ、フレコンバッグだって、いつ運ぶのと言ったら、これもめども立ってない。大体中間貯蔵施設の実態を知ってますか、町長は。２，３６０人のうち１，１５０人が未登記なんですよ。土地売ったのは大熊町７人だけですよ。なぜ進まないかわかりますか、町長。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　中間貯蔵施設の件につきましては、それぞれ関係する町の町民の皆さん方が直接かかわることでございまして、国のほうでも鋭意進めているということでありますが、具体的に何でどうして進まないのかということについての内容等についてまでは、我々のほうでは伺っておりません。

○議長（黒沢敏雄君）　６番。

○６番（菅野清一君）　川俣町内は、１反歩３７万円も大金を出して造成してつくったから、直接生活できるけど、山木屋の人は農地にそのまま置いてるんですよ。仕事楽だから、そのほうが。その楽な業者に４５０億円払っているんですよ、３２０戸で。実証試験も含めると。そうすると、大体１戸平均１億３，０００万円ですよ。支払っている金が、あのゼネコンに。そういうことで考えるなら、まさに避難解除どうのこうのいう前提条件が全くないってことですよ、私から言わせれば。

まず、フレコンバッグ排除していかないとね。なぜ売らないかっていったら、３０年後の保証がないからですよ。中間貯蔵施設を進める会の代表の話を聞きましたよ。なぜ売らないのか、金額の問題じゃないんだと、３０年後に確実にもとどおりにして返す保証が全く持てないからできないんだと言ってますよ。協力したいって人いっぱいいますけど。わずか２４０万円であっても、１反歩。そういうことも含めて、やっぱりもっと実態をつかんで、それから、誰に聞かれても大丈夫だと言われるようになってから避難解除の話は出してくださいよ。それまで二度と出すべきじゃないですよ。私は絶対認めませんから。

あともう一つ。これね、

○議会事務局長（高橋清美君）　残り時間、あと５分です。

○６番（菅野清一君）　準備宿泊のことなんだけど、これは、事業主体が町なんですか、国なんですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。

国が決定したものでございます。

○議長（黒沢敏雄君）　６番。

○６番（菅野清一君）　国が決定したものであっても、国が決定して、国が責任持つんな

ら、ごみ出しとかなんかも全部経費は国が見るはずですよね。でも本来は、国がやりませんかって、町がやらないって言ったら、これ、やらなくていいことですよね。実際、飯舘村なんかやってませんよね。準備宿泊なんか。

ということは、町がその、国の方針を受け入れた理由というのは何ですか。準備宿泊やるよと判断した基準は何ですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　準備宿泊につきましては、今、山木屋の復旧・復興に向かっての課題が山積しております。今回は、長期宿泊をするということによって、さらにまた家の状況などもしっかりと確認し、除染は終わったということでありますけれども、そういったことの現状もしっかりと見ていただきながら、何が問題があるか、先に向けて。そういったことをしっかりと見るためには、準備宿泊という制度ができた関係がございましたので、私は、それであればそういうことで、さらに復興を促進するためにも、復旧・復興、そのやりたいという方については、それはやってもらってもいいんじゃないかと、そんな思いに立ったことでございます。これは、あくまでも復旧・復興を確実なものにしていくための一つの中での位置づけでございます。

○議長（黒沢敏雄君）　６番。

○６番（菅野清一君）　要するにね、復旧・復興と簡単に言いますけど、復旧してないところに復興はないんだからね。まだ後始末できてねえんだから。

で、３カ月間泊まんなくたって、この２６世帯はしょっちゅう泊まっている人ですから。改めて泊まんなくたってわかるんです。準備しなくても。そうして、現実に、３カ月間、準備宿泊が２６世帯しかないところの問題を何かってことを考えるのが、町長である古川道郎君、あなたの仕事なんですよ、これ。これ、安倍晋三君では考えられねえんだから。安保法制で忙しいんだから。こっちへ来てる暇はねえんだから。だから、現実には、２６世帯見ると、お盆宿泊、連休、いつも行っている人ですよ。よく知ってるんですよ、点検しなくても。

問題は、２６世帯以外の人はなぜ宿泊できないんだかってことの点検をしないから、矛盾が出てくるわけ。そのことをきちんと認識して、初めてあなたは町長なんだ。まだ町長でないよ、そんなの。現実はそうでしょう。住民の生活に責任を持つ首長としては、そのことが基本的に大事なんですよ。時計を見なくてもいい、町長。現実ね、そういうことなんですよ。だから、そこは、きちんと最後に、その３月解除の前に、まずそこを総点検してから考えるってことを明言してもらって、質問を終わります。はい、答弁。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。

今、議員お質しのように、今回も準備宿泊に入った方は、全世帯から数えれば本当にわずかな数だと思っております。そういったことについて、何でもっと多くの人が入らないのかということについても、点検すべきだということでありますから、その点についても点検をしていく考えでおります。

先ほど来、答弁申し上げておりますけれども、そういった実際の住民の皆さん方の抱えている課題等については、しっかりと把握をしていくということが原則でありますので、今回の準備宿泊では、やられた方についてはやられた方なりにそういった考えを出してくれるものと思っておりますし、行けない方は行けない方での理由もあると思いますから、そういったことの両面からのその実態について、我々もしっかりと把握して、取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　９番議員　新関善三君の登壇を求めます。９番。

○９番（新関善三君）　９番　新関善三です。私は、２点につきまして、さきに通告した内容によって質問をさせていただきます。

１点目は、復興住宅、これは町も県も共存されておるわけでございますので、それらの進捗状況について、質させていただきます。

東日本大震災、原発事故から４年半が経過し、被災地の復興のおくれが当町においては著しいものがございます。特に、計画避難されている山木屋の住民の方々は、仮設あるいは借り上げ、そして他町村への転出により、不便で不安な生活が続いておるわけです。

被災地での復興の困難は、東日本大震災の巨大・広域、原発との複合という被害の特質に、強く規定されております。自治体が幾ら奮闘しても回避できなかったからとはいい、４年半が経過した今、復興計画の一つ一つの対策と事業を点検して、一歩一歩前進する対策が急務であります。

そこで、復興住宅の進捗状況について、次の点について質させていただきます。

１点目は、復興公営住宅の工程について。住宅の着工はいつになるのか。

２点目は、不足財源の確保はできたのかどうか。それらの見通しについて。

３点目は、入居者の希望は、当初の計画とどう変わったのかについてを質問をいたします。

大きな２点目ですが、これは、住民自治の確立について、居住地の自治の役割・調整について、質させていただきます。

震災発生後、４年半経過、避難者の方々も将来の展望を視野に、生活設計を確立された方もあり、他町村の方々も、当町に居住地を確保され、住宅を建築された方もあります。地域の混住化に伴い、行政の役割も非常に重要であり、次のことについて、質させていただきます。

１点目は、山木屋の方々は、避難時点と現況はどのように変遷されているのか。仮設、借り上げ、町内あるいは町外を含めて、あるいは県外を含めて、どう変遷をされているのか。

あるいは、２点目は、他町村からの避難者の実態はどうか。

３点目は、住民の権利・義務に関する居住地の自治のあり方について、質します。

統一性を図ることが急務であると考えております。該当市町村との調整は進んでいるのかについて、以上、質問といたします。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　９番　新関善三議員のご質問に答弁をいたします。

初めに、復興住宅（町・県）の進捗状況について質すの、（１）工程について、住宅の着工はいつかについてのご質問でございますが、町営の新中町復興公営住宅につきましては、現在、造成工事を実施し、今月中に完了する予定となっております。

また、今後の予定でありますが、造成工事完了後に開発行為による完了検査を受け、住宅の建築確認申請を行い、１１月には住宅建設を発注する予定としております。県営の壁沢復興公営住宅につきましては、現在、造成工事を施工中であり、平成２８年６月ごろまでに住宅建設に着工することとなっております。

次に、（２）不足財源は確保できたのかについてのご質問でございますが、昨年２月に国から福島再生加速化交付金の災害公営住宅整備事業の採択を受け、現在、新中町地内に４０戸の復興公営住宅の整備を進めております。

事業費につきましては、復興関連事業による公共工事の増加や東京オリンピック開催に向けた建設需要の増加から、労務費や建設資材価格の著しい高騰等により大幅な上昇が予想されたところでありますが、整備費用の精査を重ねた結果、事業費は、当初計画の９億９，１８５万円から３億６２１万円増の１２億９，８０６万円となり、国に対しては、７月３１日に当該交付金の変更申請書を提出したところでございます。

事業費の増額につきましては、既に復興庁との協議は終え、理解をいただいており、現在、復興庁と財務省で協議中であると伺っております。また、その結果につきましては、１０月初旬に得られる見込みでございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、（３）入居者の希望は当初の計画とどう変わったのかについてのご質問でございますが、当初の整備計画につきましては、住宅に係る意向調査の結果に加え、居住制限区域の世帯及び子育て世帯への訪問等による調査結果から、昨年３月に開催した国、県及び町による復興公営住宅に関する調整会議において、当町における整備戸数を５２世帯としたところであります。その中で、昨年４月には東京電力による住居確保損害という賠償制度が設けられ、その手続が昨年７月から始まったことから、住宅の改築や取得の状況に動きが見られるようになり、ことし７月に町が行った居住制限区域の世帯及び子育て世帯への入居意向の再確認の結果では、入居希望戸数は当初計画していた整備戸数を下回ったところであります。

一方で、従前から避難指示解除準備区域の子育て世帯以外の方々の入居についても国との調整を図ってまいりましたが、先般、居住制限区域の世帯及び子育て世帯の希望者全てが入居しても住宅に空きが生じた場合には、再度の募集により、避難指示解除準備区域の子育て世帯以外の方々についても、新たに入居対象となることが確認されたところであります。

このため、町では、居住制限区域の世帯及び子育て世帯の入居希望戸数が計画する整備戸数に達しない場合において、入居が可能となる旨の説明をさせていただいた上で、避難指示解除準備区域の子育て世帯以外の方々に対しても意向確認を行ったところであり、その結果、入居希望戸数については、避難指示解除準備区域の子育て世帯

以外の方々を含めて５２世帯となったところであります。

次に、２点目、住民自治の確立について、居住地の自治の役割調整について質すの、（１）山木屋の方々は避難時点と現況はどのように変遷されているのか。（仮設住宅、借上げ住宅（町内・町外）、県外）についてのご質問でございますが、山木屋地区の方々の避難状況につきましては、避難指示当時においては、３６４世帯、１，２５２名であり、ことし８月１日では、５５５世帯、１，１９３人となっており、世帯数ではおよそ１．５倍に増加している一方で、人数については減少しております。

現在の避難先の内訳でございますが、川俣町内で３０８世帯、７０９人、そのうち仮設住宅には１９１世帯、３６７人の方々が避難されております。

また、県内ではありますが町外へ避難されている方は２１６世帯、４４２人であり、県外は３１世帯、４２人であります。傾向といたしましては、仮設住宅に高齢者が多い状況となっており、仮設住宅における６５歳以上の方の割合は７５％を超え、仮設住宅以外では約４０％となっております。

次に、（２）他町村からの避難者の実態はどうかについてのご質問でございますが、原発避難者特例法により、県を経由して情報提供を受けた、町内に居住している他市町村からの避難者数につきましては、ことし７月１日現在で６１３人であり、最も多いのは飯舘村の４７９人でございます。また、双葉郡の５町村から９６人が避難されており、その内訳は浪江町８２人、葛尾村７人、双葉町４人、富岡町２人、大熊町１人であります。そのほか、南相馬市からは２０人の方が当町に避難をされております。

次に（３）住民の権利、義務に関する居住地の自治のあり方について統一性を図ることが急務である。該当市町村との調整は進んでいるのかについてのご質問でありますが、その主旨は震災により他の自治体から当町に避難されている方がおられる中で、それらの方と地域との連携やコミュニケーションのあり方についてのご質問と存じます。

一般には住居を移された先が生活の本拠地となり、その地域で交流を深め、またさまざまな地域活動に参加することによって、地域社会の一員になっていくものと考えております。

しかしながら、原発災害においては、愛着のある故郷から避難を強いられた中で、お一人お一人がふるさとへの強い帰属の意識を持たれていること、また一定のコミュニティを維持しながら集団で避難されている場合が多いことから、一部には避難先の地域との連携・交流や、コミュニケーションのあり方に課題が生じる懸念がございます。

町では、町外から避難されている方も、また避難される方々を受け入れる地域においても、お互いに安心して日常生活が送られるよう、そして地域の一体性が保たれるよう、避難されている方には地域の活動やイベントに積極的にご参加いただき、交流を深め、地域に溶け込んでいただくことが重要であると考えております。そのため、従前からごみの出し方など基本的な情報についてはお知らせをしておりますが、それに加え、先月２６日には避難元の市町村を通じ、当町に避難している方々へ地域の活

動やイベントなどへの積極的な参加をお願いする通知をお送りしたところであります。

町といたしましては、避難元自治体や町内自治会等との連携を図りながら避難者と受け入れる地域がともに安心して暮らせるよう更なる調整を進めてまいる考えであります。

以上で、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君）　ここで、休憩いたします。再開は午後３時３０分といたします。

（午後３時１７分）

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　再開いたします。　　（午後３時３０分）

◇　　◇　　◇

○議長（黒沢敏雄君）　新関善三君の一般質問を続けます。新関善三君。

○９番（新関善三君）　精練跡の復興住宅等につきましては、当初我々は１０億、１０億と言っておりましたが、回答する中では９億９，１８５万というような予算計上で執行されて現在に至っているわけですが、既にここに書いてあります３億６２１万円等につきましては、解体だ、あるいは撤去だ、あるいは道路ものの整備等々がこれらの財源になっているんでしょうけども、そうなりますと復興庁が確約しております不足財源はあくまでも３億と６２１万というふうな不足財源を当町は承認しているというふうな理解でいいわけですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　質問に答弁いたします。当初、復興住宅の建設業の不足財源につきましては、全体額で、先ほど町長が答弁申し上げましたが、約６億円不足ということで当初見込んでおりました。その後、設計の積算が基本設計と同時期に委託することができたことや、建築工事費を予算ベースから標準建設の標準単価ベースにして精査したことなどから、不足額につきまして、約６億円から約３億円に半減になったものでございます。全体の費用として、今質問ございました解体費から中の造成費、道路等を全部含めて、変更後で約１３億円の全体事業費ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　傍聴者の方は静かにお願いします。９番。

○９番（新関善三君）　今、企画財政課長から返答があったわけでございますけれども、そうなりますと、１戸当たりの建築費は３ＬＤＫで、２，５００万円ぐらいになろうと思うんですが、この予算の範囲内でですね、これは単独で建てる分と、それと連たんで住宅を建設しますね。そうなりますと、事業費は連たんのほうが多少安くできるんでないかというふうな気がするわけなんですが、それら３ＬＤＫの借戸当たりの事業費は幾らで見ているのかを伺います。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。現在実施設計のほう、まとめ上げているところでございます。今はまだ正確な数字はございません。

○議長（黒沢敏雄君）　９番。

○９番（新関善三君）　ただいま、現在計画設計中で積算中だということでございますけれども、既に、今福島県でやっている公営住宅等につきましては、着工率が１３％台にとどまっていると。この１３％というのは、土地の購入に非常に手間取っている。あるいは、進行中に建築費、部材の値上がりによって入札不調になっている部分等も多大であったというようなことで、着工率が非常に少ないっていうふうな現況を鑑みますと、当町につきましても、果たして、この予算で増額されます、まだ増額の金額がわからないわけでございますが、２，５００万で可能かどうか。１戸の単価をどういうふうに積算しているのか、あるいは今の社会経済情勢の中で、そういった単価で満遍なく計画どおり１１月に入札が完了できるのかどうか。今の工程の進み方で大丈夫であろうかどうかということで確認をしておきたいと。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。実施設計の途中ではございますが、間違いなく発注できるように進めてまいります。よろしくお願いします。

○議長（黒沢敏雄君）　９番。

○９番（新関善三君）　既に９月も半ばを迎えているわけでございまして、これも来年２８年度までに完了するというふうな、当初の工程表の大ざっぱな見込みは返答されておるわけでございますけれども、本来でありますならば、今度の９月定例会の補正にこれらの金額が上がるだろうと期待をしておったわけですが、残念ながら、今回上がったこと等については、県でやります壁沢地区の復興住宅の取り入る分、再要求からの進入道路等につきましては、調査・設計の委託費が計上されておるわけでございまして、これらは、あくまでも復興住宅については県でやる分、あるいは町でやる分も整合性を持った進め方が必要かと思うのですが、それらの整合性について、今、造成工事が入札完了してございます、壁沢。これらの事業費ぐらいは当局では当然把握しているんじゃないかと思うんですが、それらについて回答をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。県営住宅の建築工事費等については把握をしておりません。

○議長（黒沢敏雄君）　９番。

○９番（新関善三君）　今、回答があったわけですが、今時点で、戸当たりの建築費もわからないで、そして１０月には不足財源を国と復興庁からの約束でもらわれるというような工程そのものは、根本的に見直していかなきゃならないところですが、やっぱりその辺をしっかりして、いくら今こういった事業等につきましては、皆ひもつきになっているわけでして、町村の裁量権が与えられていないところにも問題点があろうかと思うわけですが、裁量権をやはり最大限に活用・利用して、いわゆる地域住民のためにやるのが首長である町長の役割かと思うわけですので、町長の意図するところを一つ回答いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。不足財源の確保についての質問と受けますが、

これについては国のほうにも、先ほど答弁申し上げましたように、何度となく要請をし、国の負担でということで今調整が大体なっておりまして、財務省のほうとの詰めになっております。これを１０月には見込みで起こすということですので、それはそのように動くものと私は今現在思っておるとこでございます。

○議長（黒沢敏雄君）　９番。

○９番（新関善三君）　今、町長のほうからも答弁あったわけですが、そうなりますと、質問の中にも明記してたわけですが、あそこに４０戸の公営住宅建設、当初は、誰もこんなところに入るやついないんでねえかという指摘は大いにされたわけでございますが、いざ開いて募集をかけますと、５２世帯が希望されたと。そういった中でも、居住制限区域が２２戸の皆さん方、子育て世帯が６６世帯のうち８世帯の方々が希望されている。あるいは、それ以外の方々が２２世帯という内訳になっておるわけですが、今設計の段階ですと、こういった区分されます住宅に対する配慮というものを事業の中で見直しているのかどうか。そういったことについて、当局の基本的な設計に当たっている計画を回答いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　答弁申し上げます。特段入られる方の世帯に向けた分けの設計は行っておりません。以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　９番。

○９番（新関善三君）　そうすると、あくまでも復興住宅等につきましては、統一規格で実施すると。この統一規格も、ほかの市町村で建てている復興住宅も数多くあるわけですが、ああいった今まで建てたものが一応ひな形、モデルになるというふうな理解でいいわけですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。川俣町のほうでは、福島県復興公営住宅設計方針に基づき建設を進めてございます。

　なお、他市町村の復興公営住宅全てが同じとは限らないと思います。違いはもしかしたらあるかもしれません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君）　９番。

○９番（新関善三君）　それと町の復興住宅と関連しまして、県の復興住宅が壁沢地区に計画、実施されて進んでおるわけですが、この復興住宅も川俣町の避難者分も当初はあるかのように表現されておるわけですが、例えば、今回のように、４０戸に対して１２世帯がオーバーしているということになりますと、当然そういった地区への入居も考えているんだと。並行して進めているのか。県は県の基準によって、避難者を入れるのか。あるいは川俣町の避難者との整合性は、どこまで共通した認識で進めるのか。そのことについて一つ考えを聞かせてください。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。県営のほうも、やはり最初の優先は居住制限区域の方、そして準備区域の子育て世帯の方でございます。川俣の

今の状況、５２世帯という中で、居住制限、子育て以外の方がおられますが、その方たちが壁沢に優先的に入るという調整にはなってございません。

○議長（黒沢敏雄君）　９番。

○９番（新関善三君）　そうしますと、町でやる分と県でつくる復興住宅については基準が統一はされていない。県は県の基準によって入居希望者を募ると。あるいは町は町としての入居者を募って満杯にして、よりよい復興住宅に入って快適な生活をしていただくということの基本で進めていっていると認識していいわけですね。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。まず入居の要件ですね、こちらのほうは県営であろうとも町であろうとも、まずは居住制限、そして子育て世帯の方を優先いたします。そして、その希望される方が全て入った後にさらに空きがある場合、それ以外の準備区域の方、こちらの方が入れる。これは県営も町営も同じことでございます。

　なお、壁沢のほう、県営のほうは、川俣町分として８０戸のうち１２戸、枠として持っていただいております。これは今後の実際の募集の中で調整がなされていくのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　９番。

○９番（新関善三君）　それと、先ほどまだ詳細は伺っていなかったわけですが、壁沢のほうの復興住宅の造成費、既に企業体が落札して事業を進めている結果になっております。それに対します取りつけ道路、今年度、中島・諏訪線３，３２６万というような設計・調査料が今度の９月定例会に上程されておるわけでございますが、あそこの道路の問題は、これは全て町の予算で執行していくのか、あるいは、復興住宅をつくるということで県でつくって、町のほうに町道として移管するのか。そういった見通しはどういうふうに考えているのか。どういうふうになっているのかを伺います。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君）　壁沢の復興住宅の取りつけ道となります町道、中島・諏訪線の取りつけ道路の件でございますが、復興公営住宅、壁沢地区の開発区域から外れておりますので、その分につきましては将来的には町道管理ということになります。その分につきましては、町が国に交付金を申請して、町が事業主体となると。今のところの県との話し合いの中では設計、用地費までは町が貸与、実際の工事になりましたならば、県のほうに負担金をお支払いして、県のほうで工事を実施していただくというようなことで現在協議を進めているところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君）　９番。

○９番（新関善三君）　先ほどから、ちらちらと質問しながら付随することを聞いているんですが、あそこの県でやる復興住宅の造成費の事業費はなんぼになっているんですか。なんぼで落札しているんですか。将来の企業の共同体なんで、当然、当局ではわかってなきゃなんないんですが、そこだけは一つ明確にお答えいただきたい。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。
○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。ただいま把握しておりませんので、調べた後お答えをさせていただきます。よろしくお願いします。
○議長（黒沢敏雄君）　９番。
○９番（新関善三君）　いいかい、これ、入札が終わってから久しいんですよ。それで予告はしておいたのね。幾らだ幾らだって聞いても、いまだ電話も何もかかってこないっていうようなジレンマにこちらも立たされておるわけですんで、もう少し、我々が聞いた、あるいは話したということについても耳を傾けていただきましたならば、きょうだってそんなことは、頭に入っている数字を一発で回答をもらえれば、何もそれ以上のことは追及しませんので、ひとつ、そのように早急に回答いただきたいと思います。

　ここで時間を費やしますと、次の問題が進めなくなりますんで、そういったことで、どんどん一歩一歩前進を図るように進めていただきたいというふうにお願いをいたします。

　先ほど、他市町村から川俣町に居住をしている方々の人数は、先ほど回答いただいてございます。これら居住者の中には、既に住宅を建築した、もう住んでいるというような方々があるわけでして、どこの地区にも、そういった住宅がぼつぼつと目立つようになりました。当局がどういった地区に、どこの住人の方々が家を建てているのか、そういったことを的確に把握しているのかどうか。伺います。
○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。
○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。先ほどの答弁の中で、他市町村からの避難者の数、世帯のほうは把握しているところでございますが、その皆さんが家を建てた、購入したというところまでの情報は把握しておりません。
○議長（黒沢敏雄君）　９番。
○９番（新関善三君）　これらの新築の申請やなんかになりますと、これは住民課のほうが担当されておるわけでございまして、常にそういったデータは更新する、あるいは庁議の中にあってもそういったことの論議はされているかどうか。こういったことが欠けておりますと、行政そのものがそういったことを判断しておりませんと、地域では、ますます格差が出る、あるいは地域の中でも、いろいろと住民自治の問題が希薄になってくるというふうな傾向が非常に強い中でありますので、そういったことは機敏に把握しておく必要があろうかと思うわけですが、どのように把握しているのか。
○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。
○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。ただいまは把握をできておりませんので、なお、過去ですと建築確認のほうも町に出てまいりましたが、今は確認検査のほう、検査場のほうで出せます、民間のほうで出せますので、全てを町役場で把握はできておりません。ただ町民税務課で、今ご指摘いただいたようなこともございますので、可能な限り、そういった情報も共有できるように努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君）　９番。

○９番（新関善三君）　川俣町も、いろいろと条例が制定されておるわけでございまして、この中には、やはり住民である以上、納税義務も生じますし、ましてや住んでいる方は、町民サービスというのは住民であれば、みんな平等にサービスを受ける権利を有しているわけでございまして、そうしますと、これらプラス地域の自治があるわけでございますので、先ほどのごみの問題等につきましては、ここに箇条書きに返答いただいておりますけれども、税条例、先ほど、前段の同僚議員の質問にもお答えしてありますように、避難地域にある農地、あるいは宅地等につきましては、避難、今は免除されておるわけでございますから、こういった方々が他の地区に居住した場合、住宅を新築した場合、そういった基準は、福島市に宅地を求めて家を建設した場合は、福島市の条例によって、固定資産税なり住民税を支払うのか。あくまでも避難者である以上、どこの地域に住居を構えても免除されているのかどうか。そういったことはどういうふうに整理されているのか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君）　ご答弁申し上げます。川俣町のほうでも、被災者に対するそういった資産税の経過措置等がございますので、各市町村において、そういった対応はされているかと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　９番。

○９番（新関善三君）　そういった制度的に、そういった税条例が、被災者に対する保護的な条例があるんでありますならば、やっぱりそういったことをある程度我々が、あるいは該当者がわかるような制度、わかっているんでしょうけども、わかるような啓蒙をしていくことが大事だというふうに考えてございますので、ひとつそういったことの啓蒙活動もしていただきたい。

　あと、次にごみの問題なり、あるいはし尿処理の問題で、伊達の衛生処理組合の問題なり、あるいは消防組合の問題なり、やはり川俣町に居住した限りは、これら一番便利で安心できる体制で、住民の方々は日々暮らさなければならないわけでございまして、そういった負担の割合は、果たして各市町村とどのように調整をとって、あるいは、今回こういった異常事態であるがゆえに、それは全て国に請求すれば、それらの負担金の補充はなされるのか。そういったことは、どのように整理をされているのかについて回答をいただきたい。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　質問に答弁いたします。他市町村から川俣町のほうに避難されている方の支援のための費用といたしましては、特別交付税で措置されておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　９番。

○９番（新関善三君）　それらの問題等につきましては、交付税で賄われているというふうなことでございますが、それらの交付税の基準になるものはどのように算定されるのか。それもお知らせをいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。企画財政課長。
○企画財政課長（佐藤真寿夫君）　答弁をいたします。１人当たり４万２，０００円の特別交付税の措置額になってございます。
○議長（黒沢敏雄君）　９番。
○９番（新関善三君）　あともう一つは、地区の自治の問題に入らせていただきたいわけでございますが。当初、川俣町には１４の自治会があったわけですが、その自治会の中でも休止をしている自治会もある、あるいは分散せざるを得ない自治会も現況では発生してございます。

そういった中で、いろいろと地域の中での活動行動も、地域の皆さんが住民の皆様方に協力をしていただいて、やはり自分の町、あるいは自分の地区は、自分たちで美化を図る、あるいは補修を図る、あるいは統一してやります河川清掃なども行われておるわけですが、ややもしますと地域の中にあって、避難者である、あるいは旧来からの住民の皆様方が意気投合して、協力度合いの一致してやっている地域もある。あるいは、他の地区に行きますと、従来からの地域住民はいろいろとやんだけども、絶対避難している他地区の方々は協力しないということも、非常に耳にしてございます。どうにかしろと。誰が言っているんだと。これは、やはりこれらの調整を取るのが行政の役割以外の何者でもないというふうに考えているわけでして、特に山木屋の方々は同じ町民でございますので、そんなに遜色もなく、地域に溶け込むことができるわけですが、一方、川俣町民以外の方々は、なかなか地域の町民との調和が取れないというふうな現況に差しかかってございまして、そこに居住した方々もジレンマを感じる。あるいは、近隣の従来から住んでいる方々と非常にあつれきが生じてきはしないかというような懸念がされますので、その辺の地域の決め方等の問題等につきましても、行政として当然入るべき相談等には積極的に足を運んで、調整をとっていただきたいと思うのですが、それには、どういった手順でやるおつもりなのか、一つ回答いただきたいと思います。
○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。総務課長。
○総務課長（佐藤広一君）　ご質問にご答弁申し上げます。議員お質しのとおり、各地域の中で、地域活動なり、コミュニティの形成に向けてできている地域とできていない地域がございます。議員お質しのとおり、山木屋地区の住民の方については同じ町民意識があって、比較的溶け込みやすい状況になっていますが、その他の町村から避難されている方については、なかなか溶け込みしづらいというようなご指摘もございます。また、行政区長のほうからも、そういった声が多く寄せられておったところでございます。

先ほど町長の答弁でもお話ししたように、先月２６日に町のほうは避難元の市町村を通じて、地域活動への積極的な参加ということで、避難されている住民の方に、避難元市町村長から配布をお願いしたところでございます。その中では、皆様には安全安心な生活をしていただくために、地域内の良好なコミュニティと住みやすい環境を整えていくことが大事であります。その中では、ごみ出し等の地域内のルールの遵守

や、地域内の良好なコミュニケーションの形成のため、住民の１人としてクリーン作戦や河川清掃等を初めとした各種地域活動に積極的に参加をしていただきたいというお願いを発したところでございますので、そういったことを積み重ねながら、一歩一歩地域の中に溶け込んでいただきたいというような考え方で対処してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと。以上、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　９番。

○９番（新関善三君）　これね、準備宿泊に山木屋の方々、入ったわけですが、これらも、他町に避難されている方々、こういった方々を、飯舘でありますならば、あっちこっちにコミュニティの場をつくっているのね。川俣町は、例えば町外でありますと、福島市あたりは多いと思いますが、そういった避難者の福島市あたりのコミュニティの場所はつくってあるのかどうか。あるいは、そういったところに対策課のほうでは足を運びながら、いろいろな相談の窓口を開催しているのかどうか。これらの現況について一つ、お答えをいただきたい。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。町外にお住まいの皆さん、そういった皆さんのコミュニティがどういう形にあるかっていうのは把握してございません。また私どもも、そういったところに出かけていって、これまで皆様のお気持ちなどを聞くこともございませんでした。これからは、そういったことに努めていく予定でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　９番。

○９番（新関善三君）　地域の方々がやはりコミュニティを持って、地域の同志、あるいは仲間、あるいは、そういったことによって心のつながりも強くなるし、あるいは心の打ち解け方も違うっていうふうに考えてございますので、もう福島市だから、あるいは誰だからっていうことで、そういった方々にも相談や説明会は全て川俣に来なさいというようなやり方では、やはりまだまだ疎遠になるかというふうに考えますので、ぜひ川俣町に再度、全ての方々が戻られるような、一つの誘導だけはぜひやっていただくことをお願いし、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（黒沢敏雄君）　原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　先ほどお調べでお時間いただきました、県営壁沢住宅の敷地造成工事の金額のほう、調べました。消費税込みで２億８，６２０万円でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。失礼しました。金額のほうだけ調べまして、受注者のほうは調べておりません。失礼しました。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番議員　菅野正彦君の登壇を求めます。菅野正彦君。

○１０番（菅野正彦君）　１０番、菅野正彦でございます。

私に寄せられた諸要求の中から当局を質させていただきます。

東京電力福島第１原子力発電所事故から４年６カ月が過ぎようとしておりますが、町民の食に対する不安は払拭されず、多くの方が町で行っている放射性物質検査所へ個人が持ち込み、食品スクリーニング検査を受けております。米の放射能検査は、農家の庭先から委託された運送会社が取りに来て、検査を終えた米は、所有者の指定する場所に全量を戻してくれます。米生産者の皆さんは、米のモニタリングには一切費用はかかりません。

東京電力は、原子力災害の賠償に関する法律に基づく原子力損害賠償制度により、被害を受けられた方へ賠償されることになっております。賠償金の請求書の開設と記入例には５項目あり、そのうちの最後に検査費用や追加的費用を負担した場合とあります。町が行っている放射性物質検査も、米の検査のように、個人がかかる経費を軽減する必要があると思います。検査しなければ、安心して食べることも他人に贈呈することもできない精神的苦痛でたくさんだと思います。そこで、次の大きくは１点、細部３点について、当局に質させていただきます。

川俣町における放射性物質検査について、個人がかかる材料や労務、労力を含む経費は、全額東京電力に請求し、個人の負担を軽減すべきだと思う。

１、放射性物質検査の費用はどこから出ているのか。

２、原発事故以来、今日までにモニタリングした検体の数は。

３、個人が準備する検体一体に要する材料、労務費を含む費用は何円ぐらいになるのか。以上、当局に対し質します。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　１０番、菅野正彦議員のご質問に答弁をいたします。

初めに、放射性物質検査について、個人にかかる経費負担を軽減すべきだと思うがの（１）放射性物質検査の費用はどこから出ているのかについてのご質問でございますが、昨年春までは、消費者行政活性化交付金及び福島県自家消費野菜等放射能検査事業補助金、また、今年度においては福島再加速化交付金など、国等の補助制度を活用しております。

次に、（２）原発事故以来、今日までにモニタリングした検体の数はについてのご質問でございますが、検査を開始した平成２３年１２月から平成２７年８月末までで、食品は８，２８６件、飲用水は１，９１０件であり、合計１万１９６件の検査を行っております。

次に、（３）個人が準備する検体一体に要する（材料労務費を含む）費用はいくらいになるかについてのご質問でございますが、町が行う食品の放射能検査については、自家用の農作物として、自家消費または譲り受けたものを対象としております。検体１個に要する費用につきましては、検体となる食品の生産や製造に要した経費が検体ごとに異なるほか、人件費についても検査前の準備や持ち込みを含む作業時間などさまざまに異なるものと考えており、正確な費用については、把握していない状況でございます。

これまでの食品の放射能検査におきましては、細かく刻んで検査に出すことが必要であったため、検査に提供する食品を廃棄せざるを得ない課題を抱えておりましたが、春日診療所における検査場においては、本年２月から非破壊式検査を実施しており、これは食品を刻むことなく検査できるため、検査完了後はそのまま調理に利用することが大きなメリットとなっております。町では、来年１月を目途に新たな非破壊式検査機器の配置も検討しているところであり、引き続き検査を利用する皆様の負担軽減を念頭に、安全・安心を確保できる環境、検査体制の整備に努めてまいります。

以上で、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　再質問させていただきます。それで、今の川俣町で取り組んでいるモニタリングの目的はどういうことなんですか。今言った自家用農産物だから、全く価値観を考えてないようなことを言われましたが、どういう目的ですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。こちらのほうは内部被ばくを防ぐために、健康被害につながらないように、自家用農作物のほうをしっかり放射能レベルを調べるというものでございます。それが目的でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　内部被ばくを防ぐというか、予防するためにということなんですが、内部被ばくは何が原因で起こっているかはっきりお答えいただきたいと思います。その心配があるのはなぜか。

○議長（黒沢敏雄君）　原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。まず第１になぜかということなんですが、これは東京電力による福島第１原発事故、こちらが起因したものでございます。先ほど目的をお話しさせていただきましたが、安心・安全を確保するための目的もございます。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　ということは、検体を検査所に持ち込んで検査してもらう農家、あるいは住民の方には非はないわけですね。お答えいただきます。

○議長（黒沢敏雄君）　原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。皆様には非はございません。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　非はないということであれば、この暇だれも含めて、全額今言った補助金の出どこから出してもらっても問題はないのかなって、私、素人はそのように思いますが、どうですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。ご指摘いただくことはご理解できますが、補助金の対象にはなってございません。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　住民の命と暮らしを守る。住民の一番先頭に立ってその働きをするのは、やっぱり川俣町、やっぱり行政だと思います。それを川俣町に住んでいる以上は町に期待するしかないわけです。それらを今後努力する考えはないのか。お願いします。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。今回、議員から初めてこういったご指摘をいただきました。そこは認識できることでございますが、また、こういったことも議会でご指摘をいただいたということを、関係機関のほうにお話を申し上げたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　今、初めて聞いたということですが、私は所管の委員会なんです、総務文教常任委員会。そして原子力対策課も私らの所管です。私は委員会の中で、課長のいる前で、そのことも軽減しなければならないって何回も言ってきたと思います。ほんで、そういうことが庁議なり課長会議で議題になったことがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。庁議等で議題になったことはございません。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　庁議で議題になったことないって言うんだから、そういうことを一切誰も気がつかなかったというのは、我々がヒントを与えたり、ちょっとしたつぶやきにしたって、多くの町民、モニタリングをやらなければならないような、あるいはモニタリングしたくてもできない人たちの声が、町政に反映されてないんだと思います。

　では、庁議でも議題になったことないって言うから、それは今後そういうことのないように、最後に町長にでも答えてもらうしかないなと思って、次に進ませていただきますが、２番、原発事故、今日以来、モニタリングの検体の数ですが、今の答弁で、全体では１万何ぼ、特に飲料水を除いて、食品では８，２８６検体という、これが検査場ごとの詳細、検体数どのくらいか、お尋ねいたします。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。各検査場ごとに平成２３年度からことしの８月３１日までの検査の数で合計を説明させていただきます。検査センターは３，６１７件、鶴沢の公民館は３８１件、小神の公民館は２６８件、羽山の森美術館は６１６件、福田公民館６１６件、小島公民館８０７件、飯坂生活改善センター４５５件、大綱木公民館７８１件、小綱木公民館５２７件、春日診療所２１８件、以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　ずらずらっと言われて私も記録全部できなかったんだけど、一番数の少ない地域はどことどこですか。３カ所くらい言っていただけますか。特に、山木屋とか、飯舘に近い地域の検体の数を教えていただけますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。まず比較的少ない検査数のところ、小神公民館が２６８件でございます。春日診療所、こちらのほうはちょっと歴史のほうが浅いんですが、２１８件でございます。山木屋地区に比較的隣接しているところ、飯坂地区、生活改善センターが４５５件、それから、小綱木が５２７件、以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　それらの最近の１カ月の１日平均どのぐらいの検体になっているか、ちょっとお知らせ願います。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。低いところでは、福田公民館になりますが、福田と鶴沢は１日当たり０．４件ですね。小神も低いですね、０．３件でございます。高いところは、検査センターが１日１件、春日診療所が１日２件、大綱木地区が１日０．９件、羽山の森も１日１件でございます。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　一番先に私はその目的を聞いたわけですが、こんな０．９や０．４、０．３の検体の数で、１日常勤の職員を置いて、本来の目的を達成していると思いますか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。ちょっと件数のほうは最近下がってきております。その目的に対してどうだということですが、もっと多くの検体があってもいいかなというふうに思っております。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　避難地域に接している地域、特に小綱木とか飯坂、あるいは小島などは、もっとモニタリングする方が多くてもいいのかなと私は本当は思うんです。それらは、やはり自分で検査場に運ばなければならない。そして、結果も自分で取りに行かなければならない。そして自分の足がない。検査したくてもその暇だれができない。そういう方のために、私はやはり軽減するということは、その材料を買ったら幾らか。物によっては、例えば小さい物、さやえんどう、さんどまめみたいなものは、最近になって５００グラムになったかもしれない。ずっとここまで４年間はまるっきり１キロだったわけですから。１キロとるのに３日もかかるものもあるんですよ。そういう暇だれも含めて、片っ方の米は委託業者に頼んで運んでもらって、庭先から運んで行って、最後には保管庫、保冷庫なりにちゃんと入れて戻して、全量を返すんです。野菜は、特に今は丸っこで検査できる機械も一部設置している場所もあるようで

すが、ほとんど今まで、今１カ所以外は全部みじん切りにして、あるいはペースト状にしていると思います。それは廃棄処分と同じだと思います。それは国なり東電が買い上げて、きちっとやるべきだと思うんですが、どうですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。大変皆様にはお手間と、それからロスを与えておることは承知しております。それは、本来、東京電力が負担するべきだというお話がございました。私もそういうふうに感じております。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　課長は、ことし４月から課長になったところで本当に気の毒なんですよ、私は。所管課の課長にこういうこと。しかしながら、やはり私らが委員会なりなんなりで、委員会で言ったのも前任者のときだと思います。そういうことをやはり我々から指摘されてから、これから考えますだの、何だのでは、やっぱり手おくれなんですよ。一日も早くそれが軽減されるように、そして軽減するときは、今日までのやつにさかのぼって、きちっと賠償金の一部だと思ってやってもらいたいと思いますが、町長しか答弁できないと思うので、町長お願いします。

○議長（黒沢敏雄君）　町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。今の検査の費用でありますけれども、まずモニタリング、川俣町はよそから先駆けて広くやってきたと思っております。そんな中で、今の例えば野菜１キロ持っていった分までも負担させるんじゃなくてその分の費用を負担したらいいんじゃないかという質問の主旨だと思って聞いてたんでありますが、この検査、安心・安全のために検査体制を確立しようと、そして皆さん方がどんな状況なのかは、昨日とってきたやつも心配だと、それは早速検査するということでとってきました。ですので、そういったことの目的は、まず一つは達成してきているものと思っています。

　ただ、今度は費用を出すべきじゃないかというようなことでありますので、責任者は住民に責任はないだろうというわけであります。まさしくそのとおりだと思いますが、これらのことについての、賠償問題のことにかかわってくるかと思いますけれども、どのような、これは川俣町だけじゃないんで、関わり方をしているのか、私もきょう聞かせていただいて、そこまで気がついておりませんでしたので、改めてその辺を検討させてもらいながら、皆様方が安心して検査も受けられる体制をしっかりと充実していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　先ほど課長から、避難して川俣町に来ている方々のし尿処理だの、ごみ問題についての費用は、全額交付税とか何かでもらっていると。川俣町の住民が原発事故によって避難を余儀なくされていると同じで、検査しなければならないことも余儀なくされて、皆さん迷惑をこうむっているわけですよ。そして、大体、検査場の結果見ると、大体同じ人が検査しているんですよ。大体同じ人がいろんな物を持って検査しているんです。多くの方が検査できるようにやっぱりしなければ、本来

の目的を達成したことにはならないと思うんですが、その辺どうなんですか。同じ人が検査しているという実態は、私が間違っていますか、お答えください。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。２７年度のデータでございますが、８５５件中２回から５回の方が１２５名、６回から１０回持ち込みいただいた方が３３名と、比較的リピーターの方が多い状況でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　やはりそうだと思うんですよ。これは足があるとか、やはり直接商売をやっているとか、そういう人なんですよ、親戚にくれたりとか。基本的には、一人でも多くの住民に、食の安全性を確認してもらわなくちゃなんないと。そして食してもらわないとなんないと私は思うんですよ。そうでなければ、町がせっかく補助金なり交付税をもらって、恐らく検査にかかる費用は大変な莫大な費用だと思います。そういうことを含めて、やはりもっと足のない方も、場合によったら、１日０．４体、０．９体の検体をやるのに、どのぐらい検査する時間かかるんですか、この職員の方は。

○議長（黒沢敏雄君）　原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。１時間以内程度でございます。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　ということは、私には気の毒で、そこにいられなくなってしまうような気がしますね。例えば時間があるなら、大字単位で今、合併前の地区単位で検査施設をあれしているんだから、やっぱり字単位ぐらいに曜日を決めて、この日は巡回して何時頃回収しますとか、あるいは、その結果を次に回収するときに持っていくとか、そういう知恵を出して、制度、仕組みだけをつくって、莫大な費用を使ってやるんでなくて、もっとそういう軽減を図って、そして必要なら住民の声も聞きながら、そうして行政に反映していく、そういうことをすべきだと思うんですが、どうですか。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。今のご指摘ごもっともだと思います。対費用効果が非常に悪い状況でございます。今、行政区ごとに出かけていったりというご提案がございました。そういったことも踏まえまして、この仕組みがより活用されるよう検討してまいりたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　国や県が考えた制度、仕組みが悪いときは現場の声を聞いて、安倍総理だってやるって言っているんだから、やはり現場の声というのは、現場に直接近い川俣町なら川俣町の行政がきちっと皆さんの声を聞いて、私らが言ったようなことを明日にも県、国に申し上げるような、きちっとして、必要なら、町が立てかえて、それこそ材料の費用なんて払って、後で請求するようなことやったって私は悪く

ないと思います。県の農地関係の行政機関なんかは抜き打ちで、私らのところに野菜をモニタリングさせてくださいって来るときあります。そうすると、そこから１キロなら１キロ持っていきます。必ず金を払っていきます、１キロ分の金を。あとシャモなんかも振興公社なんかで直接出荷前には必ずモニタリングします。そういうやつも全部払われていますよ。ところが、町がモニタリングするのは払わないで、本当に住民の命と暮らし守れると思いますか。ますます川俣町が住みづらくなって、ほかに出て行ってしまうようになっちゃう。そう私は思いますが、どうですか。課長に聞いても難しいのかなと思うので、その辺は答弁お願いします。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　県のほうのモリタリングに対して、いろいろ私もわかっています。いろいろと今お話を聞いておりましたので、今後そういったことを含めながら検討といいますか、どういう方法でやっていくのがいいのか、要は町民の皆さんが安全・安心な生活をされるのが一番でありますから、そういったことに向けて、食べ物の安全・安心、ただ今までの１万何ぼからの検査からは、基準値を超すものがないということで、路地ものの野菜は安全に生産できるというような実績もできております。ただ、山のほうの山菜からは、いわゆる５００を超すなり出ておりますし、それぞれの数値が出されておりますから、有効な働きをしているものと思っておりますが、今、議員お質しのように、現場で１日０．何件ぐらいではしょうがないんじゃないかということでございますから、もっともっと積極的にやるものについては、積極的に取り組んでいくというような姿勢が大事だと思いますので、十分その辺も含めて検討させてください。ありがとうございました。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　それぞれの検体、１体当たりの単価というふうに私が質したんですが、わかりませんというお答えなんだけど、そんなことは調べればわかることなんですよね。答える気がないから、きょう数字になって、私がちゃんと質問しているのに、調べても来ないというのはどういうことなんですか。さっき、さやえんどうの話をしましたが、さやえんどうは１００グラムを袋に入れて、２００円ぐらいで売っているんですよ、スーパーに行って、わかりますか。それ１キロとったら何ぼになると思いますか。それがごく最近まで１キロだったんですよ。農協はやっと６００グラムになりました。そして農家の方にいろいろ聞いてみて、出荷制限がかかっているのは、検査するまでもないんだと思いますが、きのこなんかは、特に山手にいる人たちは、しいたけはやっぱり合わせると１３４で３３２ベクレル、あとはセシウム１３７で６１６あって、９００からあるんですよね。だから、全くきのこなんかはだめなんですよ。今言った、それにしたって３日もかかると。今言ったさやえんどうを１キロとるには、最初の一番先のなんては一番に検査したいんですよ、最初のやつは。そうすると、３日もかかるんですよ。こんな小さい薄っぺらなものを１キロとるのに、畑いっぱい。そして葉っぱの影で隠れているよう、葉っぱの大きさくらいのからとるわけですから。それを考えると、大体聞いてみると、検体一つ当たり大体２，５００円

から３，０００円かかります、暇だれと材料費を含めると。だから３，０００円をさっきの８，０００何ぼで掛けてみてください。幾らになるか、町民の負担が。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君）　ご答弁申し上げます。ただいまお示しいただいた数字で計算いたしますと、約２，５００万円という金額になります。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　それは、本当によく議会で問題になるんだけど、納税義務者が納税しないと差し押さえまでしたり、取り立てをすると。住民に払うべきものを払わないで、税金だけ取っぺと思ったって、それはやっぱり無理だと思うんですよ。やることをきちっとやって、川俣町のために、一日も安心して多く住めるようにするには、そういうところに、俗に言う、かゆいところに手の届く行政をしなければならないと私は思います。

　そういうことを含めて、町長に最後にお尋ねしますが、このモニタリング検査をしなければならない状態が続いているうちは、風評被害は払拭されないと思いますよ。片方で検査しながら食べているのに、川俣町の物は安全だと言っても誰も信用しないんですよ、やっぱり。だけど、私らはここにいる以上は、ここでとれたものを最優先に食べなければならない。そういうことを考えると、やはり今言った、多くの方が検査して、安全に食べてもらうことがやはり必要だと私は思います。そういうことで町長に、最後に一日も早く、もとの生活、平穏な生活に戻るようにするためにも、今言ったことに前向きに取り組んでいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君）　当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君）　答弁申し上げます。今、検査してないから風評被害がというお話でございますけれども、検査はしております。今、さやいんげん、あるいはキュウリだ、川俣町から野菜が出荷されますけれども、川俣町の野菜だからだめだという話は、私に情報は入っておりません。そういうことがありましたらお知らせいただきたいと思います。

　また、検査等についても、我々は風評被害を一番心配しております。ですから、そういったことで風評被害が広がる、あるいはまだとまってないということについては、うんと気になることでありますので、私どもはしっかりとしたモニタリングもしていくというのは、そういうことを前提にしておりますので、議員お質しのことについても、しっかりと受けとめて、これから町民の皆さんが安全・安心に生活していける環境づくりのためにも、しっかりと対応をしていきたいと思っていますので、これからもいろんなお話、ご指導いただきながらともに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げまして答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君）　１０番。

○１０番（菅野正彦君）　モニタリングすることが悪いとかなんとかではないんですよ。モニタリングは当然やって、自分で確認して、やっぱり自信を持って食べて、だけど、そのモリタリングをしなくてもいいような、もとの平穏なことに、一日も早く戻るこ

とがやっぱり大前提だと思います。そして、そういうことに個人が精神的な苦痛のほかに、実質的な損害をこうむりながら毎日暮らしているようでは困ると、私はそのように申し上げて、今回の質問を終わりにします。どうもありがとうございました。

◇　　◇　　◇

◎散会の宣告

○議長（黒沢敏雄君）　以上で本日の日程は終了いたしました。

明日火曜日は、午前１０時から本会議を開催いたします。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。　（午後４時４９分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会　議　　長　　黒　沢　敏　雄

同　　署名議員　　新　関　善　三

同　　署名議員　　菅　野　正　彦